

第1期豊川市障害福祉計画

平成19年3月
豊川市

目次

第1章 計画の背景と趣旨	
1. 計画策定の背景及び趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 障害者（児）数の状況	4
(1) 障害者（児）数全体	4
(2) 身体障害者（児）	4
(3) 知的障害者（児）	4
(4) 精神障害者	5
第2章 計画の基本理念	
1. 計画の基本理念・目標	7
2. サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	8
第3章 平成23年度の目標値	
1. 目標値設定の考え方	11
2. 平成23年度の目標値	13
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	13
(2) 退院可能な精神障害者の地域生活への移行	14
(3) 福祉施設から一般就労への移行	16
第4章 サービスの見込量及びその確保のための方策	
1. 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の見込量の設定	19
(1) 訪問系サービス	20
(2) 日中活動系サービス	22
(3) 居住系サービス	33
(4) 指定相談支援（サービス利用計画作成）	37
【サービス見込量のまとめ】	38
2. 地域生活支援事業の実施に関する事項	39
(1) 平成18年10月開始の事業の内容	39
(2) 平成19年度以降の実施事業の検討	41
(3) 各年度のサービス見込量とその確保のための方策	43
第5章 計画の達成状況の点検及び評価	
1. 点検及び評価の基本的な考え方	45
2. 点検及び評価体制	45

【資料】

1．計画策定の経過	47
2．豊川市障害福祉計画策定委員会	48
(1) 設置要綱	48
(2) 委員名簿	49
3．計画対象者等の声（インタビュー調査結果の概要）	50
用語説明	53

第1章 計画の背景と趣旨

1. 計画策定の背景及び趣旨

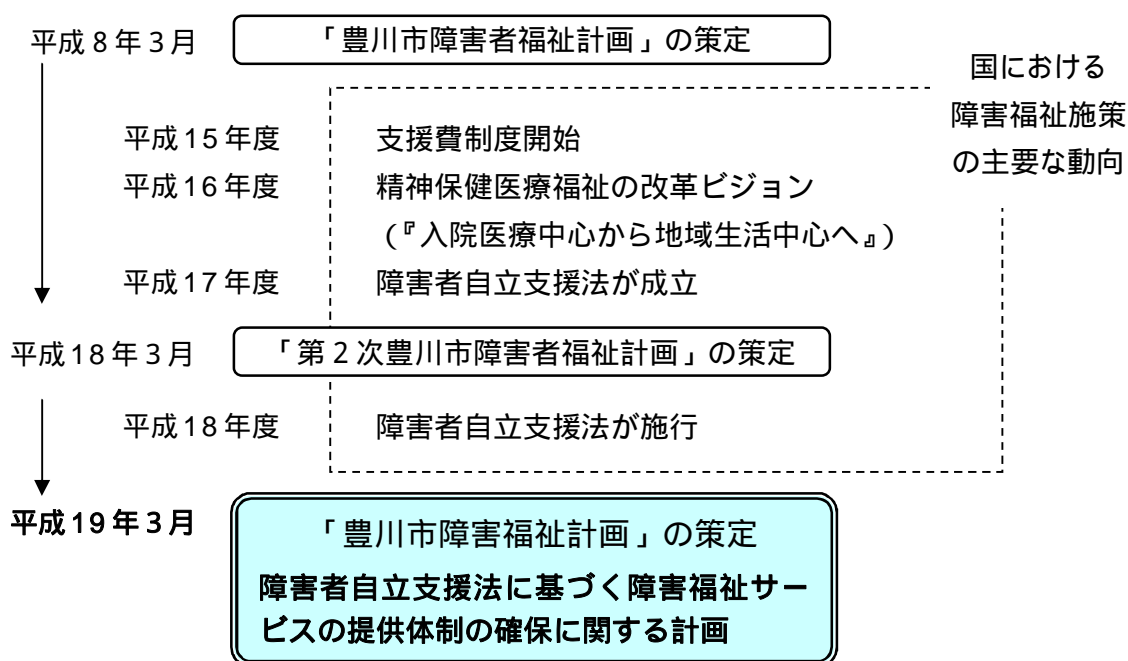
豊川市では、障害者基本法に基づく市町村障害者計画として、平成8年3月に「豊川市障害者福祉計画」、平成18年3月には「第2次豊川市障害者福祉計画」を策定し、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念を基本とする障害者施策の推進により、障害者の社会への「完全参加と平等」の実現をめざしたまちづくりを進めてきました。

また、国では、障害者福祉施策として、平成15年度に障害者自らが契約により福祉サービスを利用する支援費制度が導入され、平成17年10月には、障害福祉サービスの一元化など、障害福祉施策の大幅な改正の方向性を取りまとめた「障害者自立支援法」が成立し、平成18年度から施行されています。

この法律では、障害者及び障害児が地域で自立した生活を営むことができるよう、障害福祉サービスにかかる給付その他の支援の実施を趣旨とし、障害福祉サービスの提供体制の確保に関する計画「市町村障害福祉計画」の策定を市町村に対して義務づけています。

そこで本市では、国における障害福祉施策の動向とともに、地域における障害福祉サービスの基盤整備や利用の状況、ニーズを踏まえつつ、障害者自立支援法に基づく市町村障害福祉計画として「第1期豊川市障害福祉計画」を策定し、「第2次豊川市障害者福祉計画」に掲げた基本理念の実現に寄与するものとします。

図表 1 背景及び趣旨

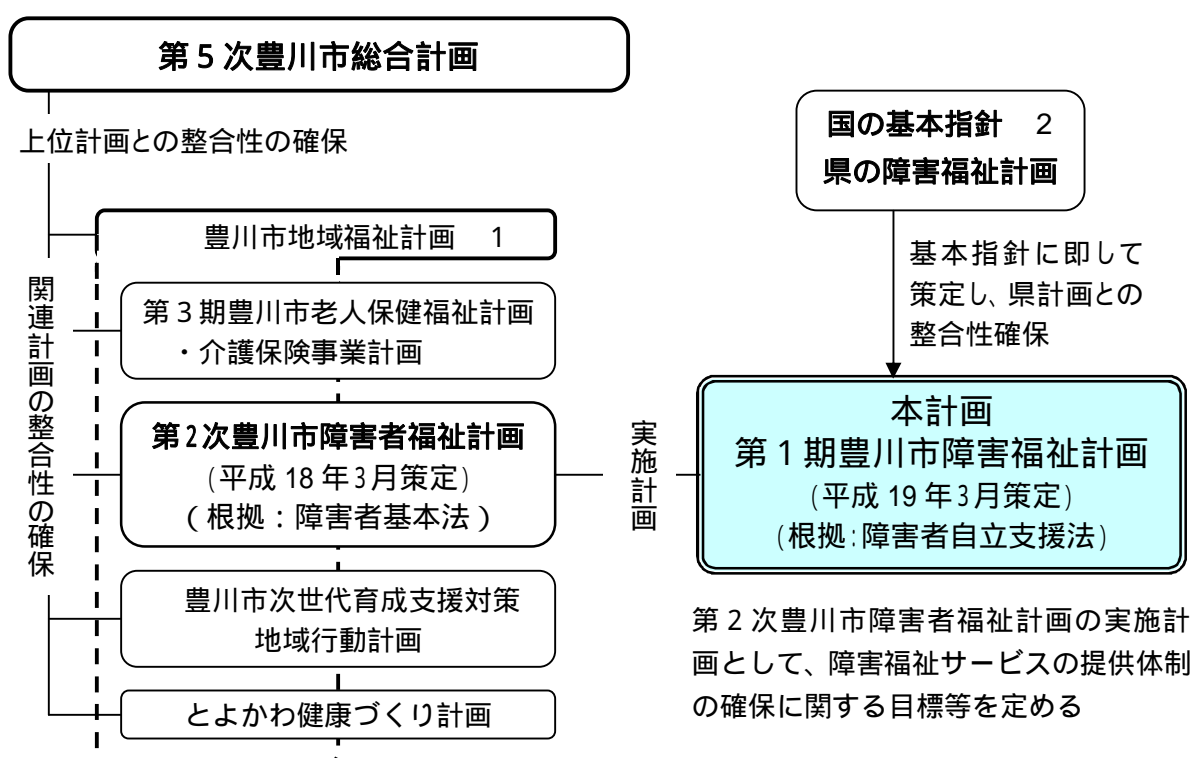


2. 計画の位置づけ

本計画は、障害者自立支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、サービス提供体制の確保に関する目標等を定めるものであり、平成18年3月に策定した「第2次豊川市障害者福祉計画」の実施計画として、理念を継承しつつ策定するものです。

また、国の基本指針に即して、かつ、県計画との整合性を図るとともに、本市の上位計画である「第5次豊川市総合計画」や、その他関連計画との整合性にも配慮しています。

図表 2 本計画の位置づけ



- 1 豊川市地域福祉計画は、平成18・19年度で策定され、関連計画の一部を内包する計画として位置づけられます。
- 2 国の基本指針は、障害福祉計画策定に当たって、基本的理念、サービス見込量の算定の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取り組みなどを定めたものです。

図表3 「障害福祉計画」の基本的理念 ～国の基本指針より～

- 1 障害者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害者が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進める。
- 2 市町村を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化

障害福祉サービスに関し、市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち後れている精神障害者などに対するサービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のあるサービス水準の均てん化を図る。
- 3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

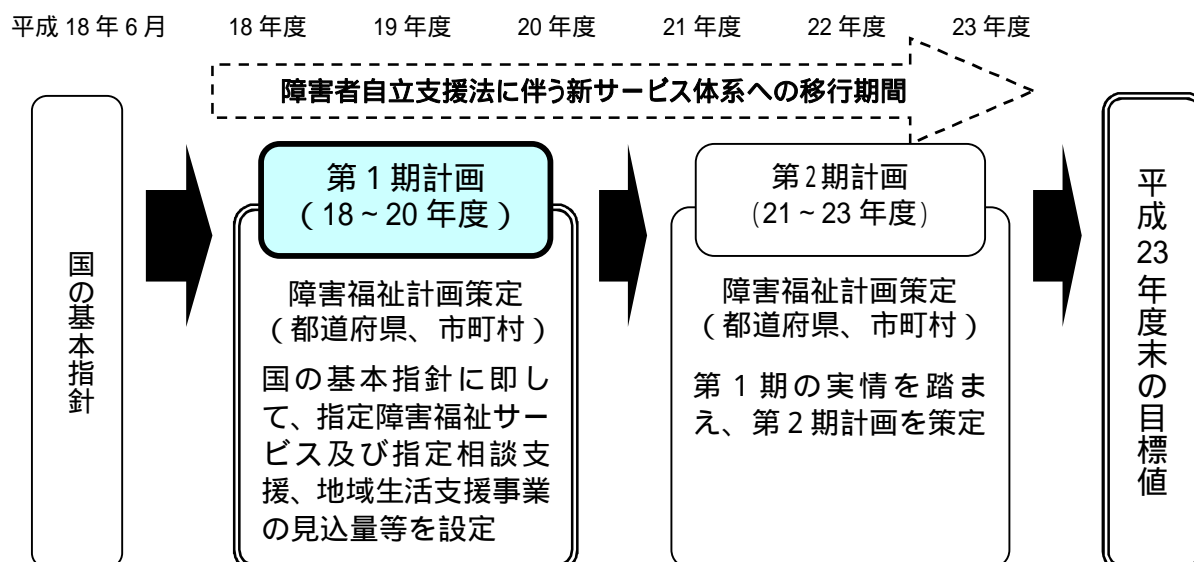
障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進める。

3 . 計画の期間

本計画は、平成23年度までの新サービス体系への移行を念頭に置きながら、平成23年度末の目標値をめざして、平成18年度から平成20年度までの3年間を第1期とする計画です。

なお、第1期計画の実績を踏まえて必要な見直しを行った上で、平成21年度から平成23年度までの第2期計画を策定することになります。

図表4 計画の期間

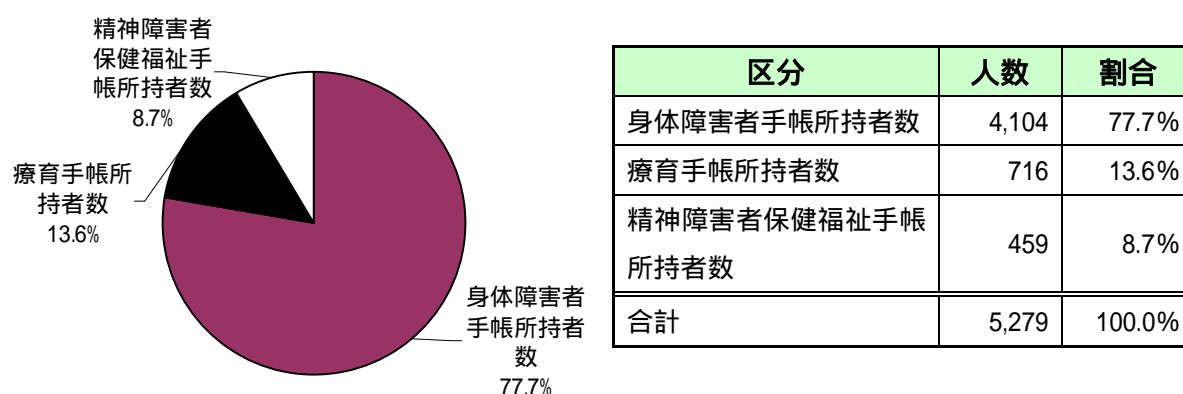


4 . 障害者（児）数の状況

(1) 障害者（児）数全体

本市の障害者（児）数は、平成 18 年 4 月 1 日現在で手帳所持者の合計が 5,279 人となっており、そのうち身体障害者手帳所持者が 77.7%、療育手帳所持者が 13.6%、精神障害者保健福祉手帳所持者が 8.7%を占めている状況です。

図表 5 障害者（児）数全体（平成 18 年 4 月 1 日現在）

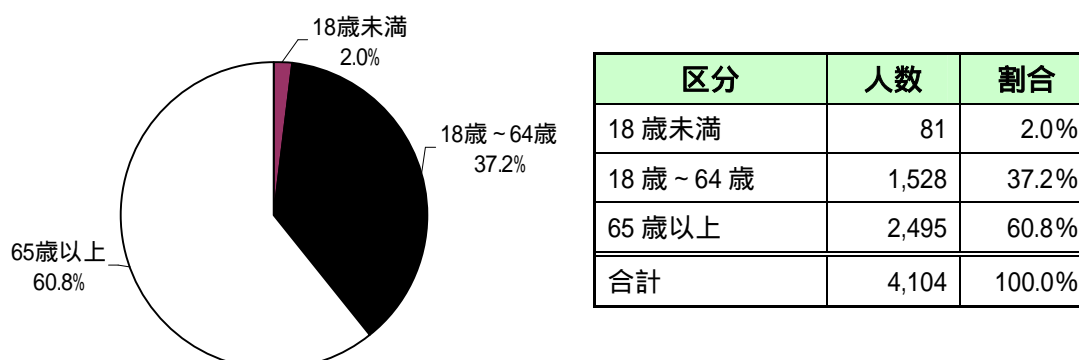


(2) 身体障害者（児）

身体障害者(児)については、平成 18 年 4 月 1 日現在で身体障害者手帳所持者数が 4,104 人となっており、住民基本台帳人口（平成 18 年 4 月 1 日現在 137,478 人）に占める割合は 3.0%という状況です。

また、年齢区分をみると、18 歳未満が 2.0%、18 歳から 64 歳が 37.2%で、残りの 6 割以上を 65 歳以上の高齢者が占めています。

図表 6 身体障害者手帳所持者（平成 18 年 4 月 1 日現在）

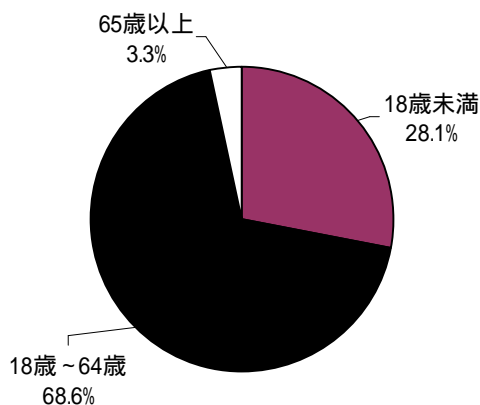


(3) 知的障害者（児）

知的障害者（児）については、平成 18 年 4 月 1 日現在で療育手帳所持者数が 716 人となっており、住民基本台帳人口に占める割合は 0.5%という状況です。

また、年齢区分をみると、18歳未満が28.1%、18歳から64歳が68.6%、65歳以上が3.3%となっています。

図表7 療育手帳所持者（平成18年4月1日現在）



区分	人数	割合
18歳未満	201	28.1%
18歳～64歳	491	68.6%
65歳以上	24	3.3%
合計	716	100.0%

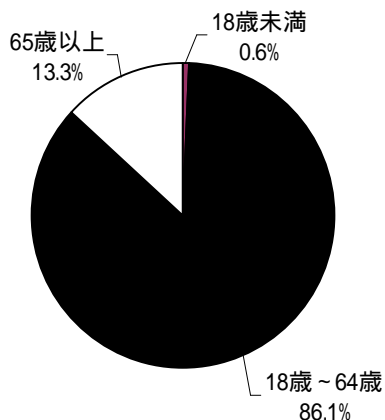
(4) 精神障害者

精神障害者については、平成18年4月1日現在で精神障害者保健福祉手帳所持者数が459人となっており、住民基本台帳人口に占める割合は0.3%という状況です。

また、年齢区分をみると、18歳未満が0.6%、18歳から64歳が86.1%、65歳以上が13.3%となっています。

自立支援医療受給者数は984人で、住民基本台帳人口に占める割合は0.7%という状況です。

図表8 精神障害者保健福祉手帳所持者（平成18年4月1日現在）



区分	人数	割合
18歳未満	3	0.6%
18歳～64歳	395	86.1%
65歳以上	61	13.3%
合計	459	100.0%

図表9 自立支援医療受給者（精神障害者）（平成18年4月1日現在）

区分	人数	割合
18歳未満	45	4.6%
18歳～64歳	827	84.0%
65歳以上	112	11.4%
合計	984	100.0%

第2章 計画の基本理念

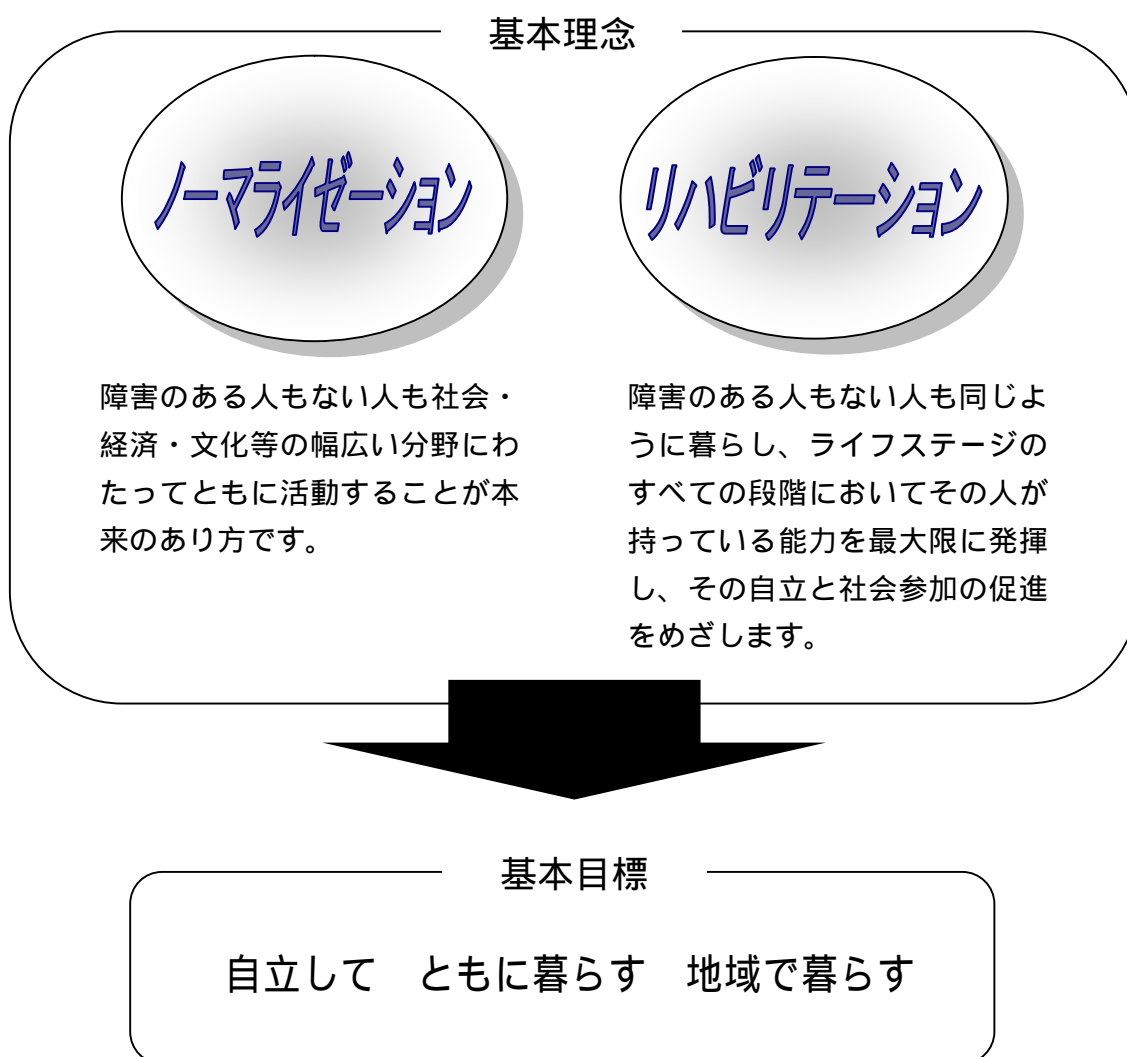
1 計画の基本理念・目標

本計画は、障害者福祉計画の中の地域生活支援施策についての実施計画的な位置づけとされることから、平成18年3月に策定した「第2次豊川市障害者福祉計画」と同様の「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」を基本理念とします。

また、計画目標としても同様の「自立して ともに暮らす 地域で暮らす」を掲げます。

障害のある方自らその居住する場所を選択するとともに、必要とする支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とし、かつ、行政と事業者、企業、学校、その他関係機関・団体の連携・協力による、地域全体で支えるシステムのもと、必要なサービス基盤の整備を進めます。

図表 10 計画の基本理念等

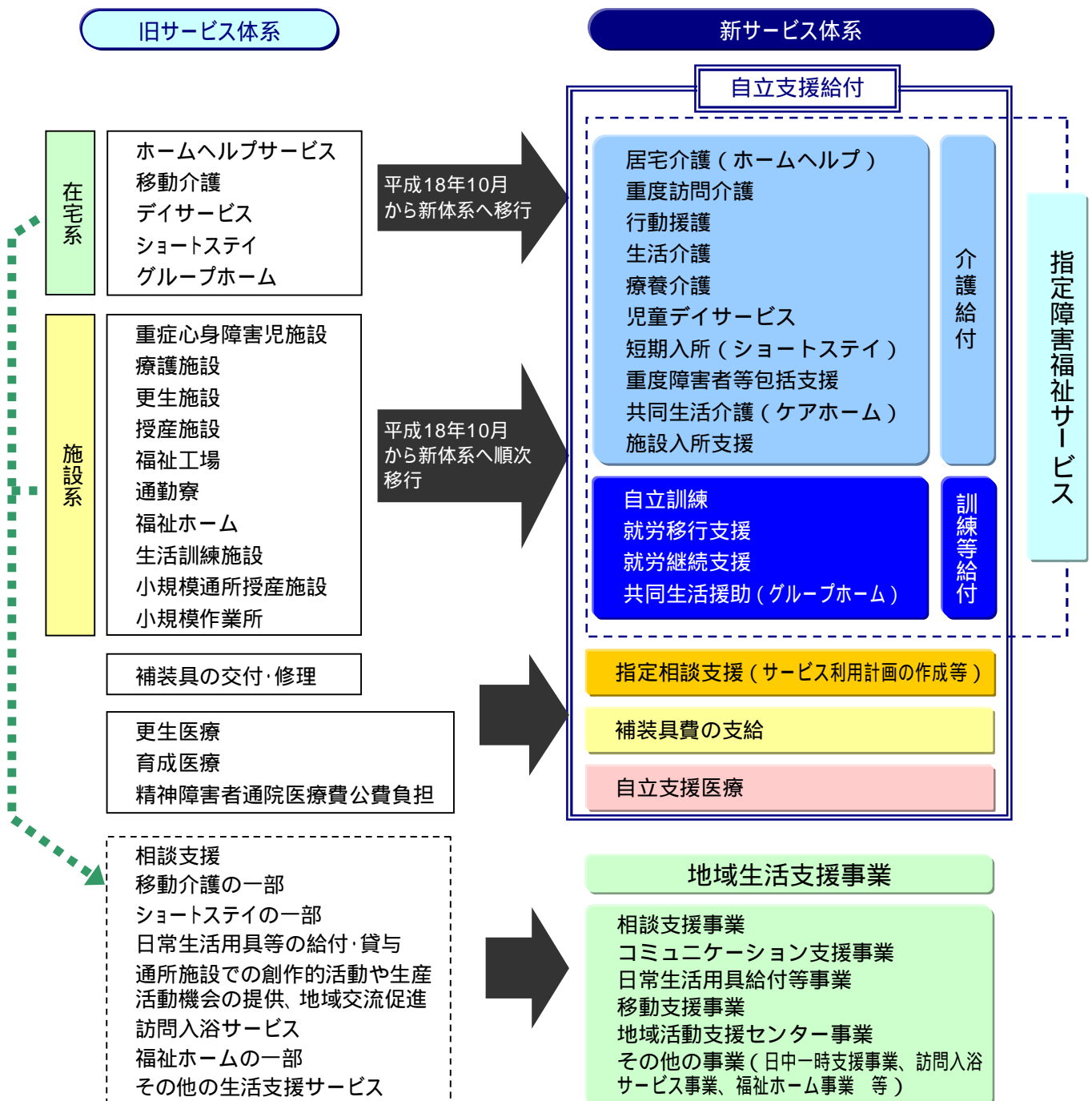


2. サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

本計画は、障害福祉計画に関する国の基本指針に即して、サービスの整備目標とその確保のための方策について定めます。

なお、障害者自立支援法に基づく制度改正により、平成18年度から新しいサービス体系が導入されており、平成17年度以前に支援費制度等により実施されてきたサービスと、平成18年度から開始された新しい体系に基づくサービスの関係については、次のとおりとなっています。

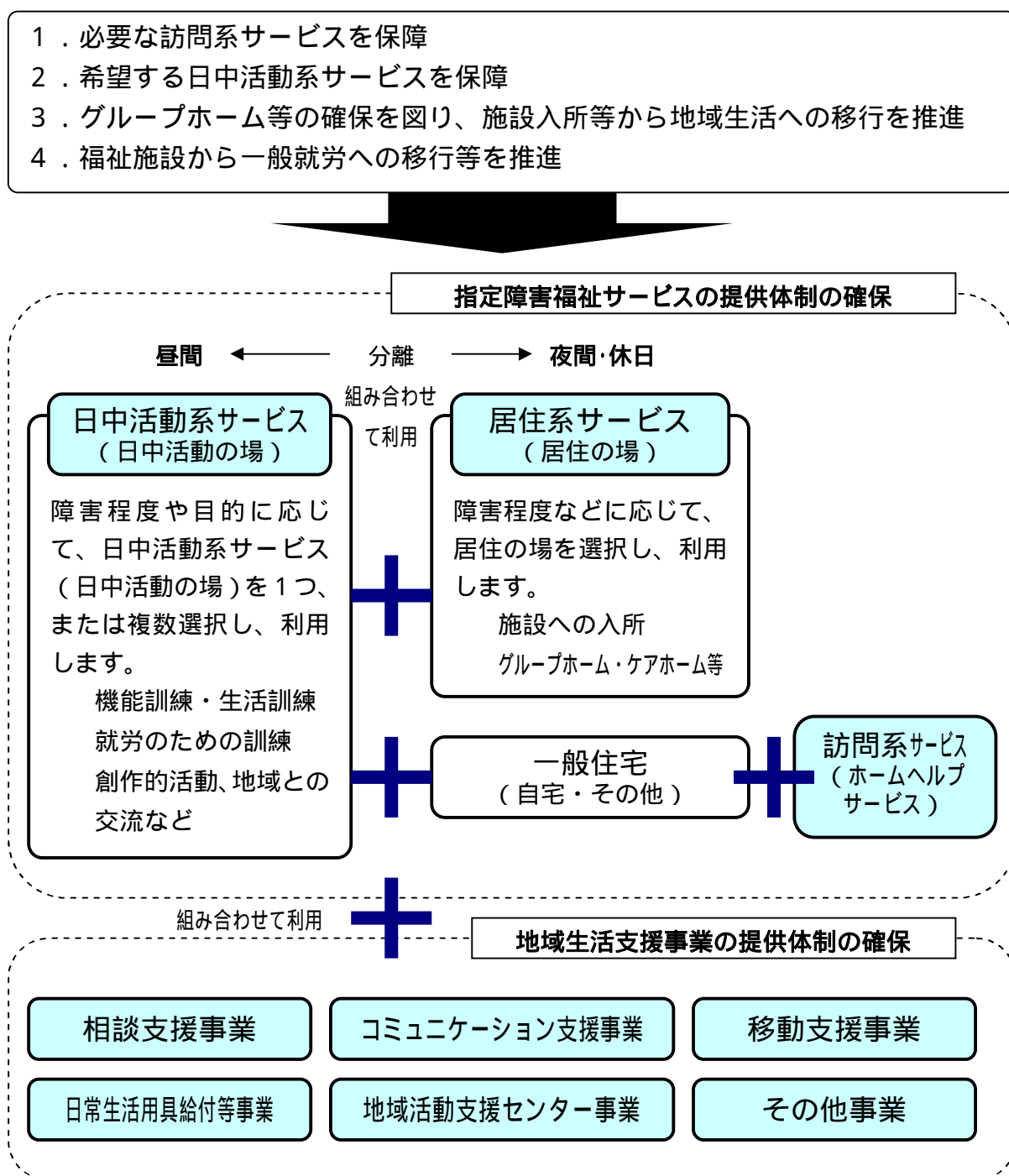
図表 11 障害者自立支援法に基づく新サービス体系への移行の概要



また、障害者自立支援法の施行に伴い、「24時間を通じた施設での生活」から「地域と交わる暮らし（日中活動の場と居住の場の分離）」への移行を趣旨とする施設・サービス体系の見直しが行われています。

本市は、地域での自立に関する平成23年度の目標値を設定した上で、計画対象者のニーズ等を踏まえつつ、日中活動系サービス、居住系サービス、訪問系サービスの3つに区分された「指定障害福祉サービス」とともに、相談支援やコミュニケーション支援、移動支援をはじめとする「地域生活支援事業」の提供体制を確保し、計画の基本理念の実現をめざします。

図表 12 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方



第3章 平成23年度の目標値

1. 目標値設定の考え方

本計画では、障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、現在の福祉施設が障害者自立支援法に基づく新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、次の3つの目標値を設定します。

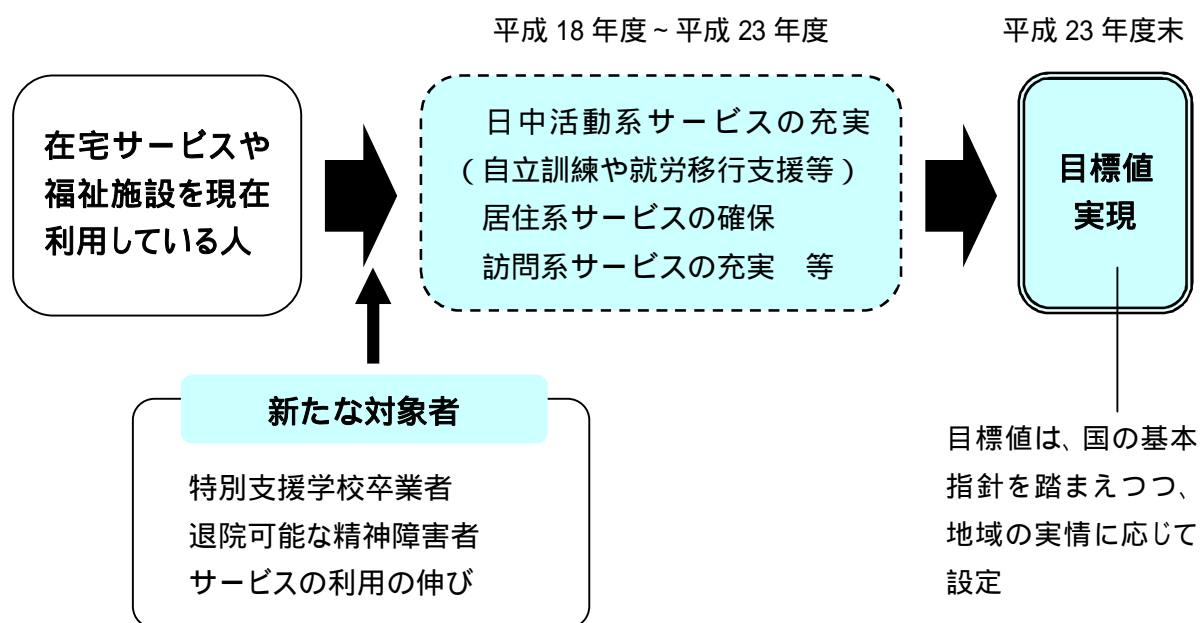
- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 退院可能な精神障害者の地域生活への移行
- (3) 福祉施設から一般就労への移行

なお、3つの目標値の設定にあたっては、国の指針を踏まえつつ、本市の実情に応じて設定します。

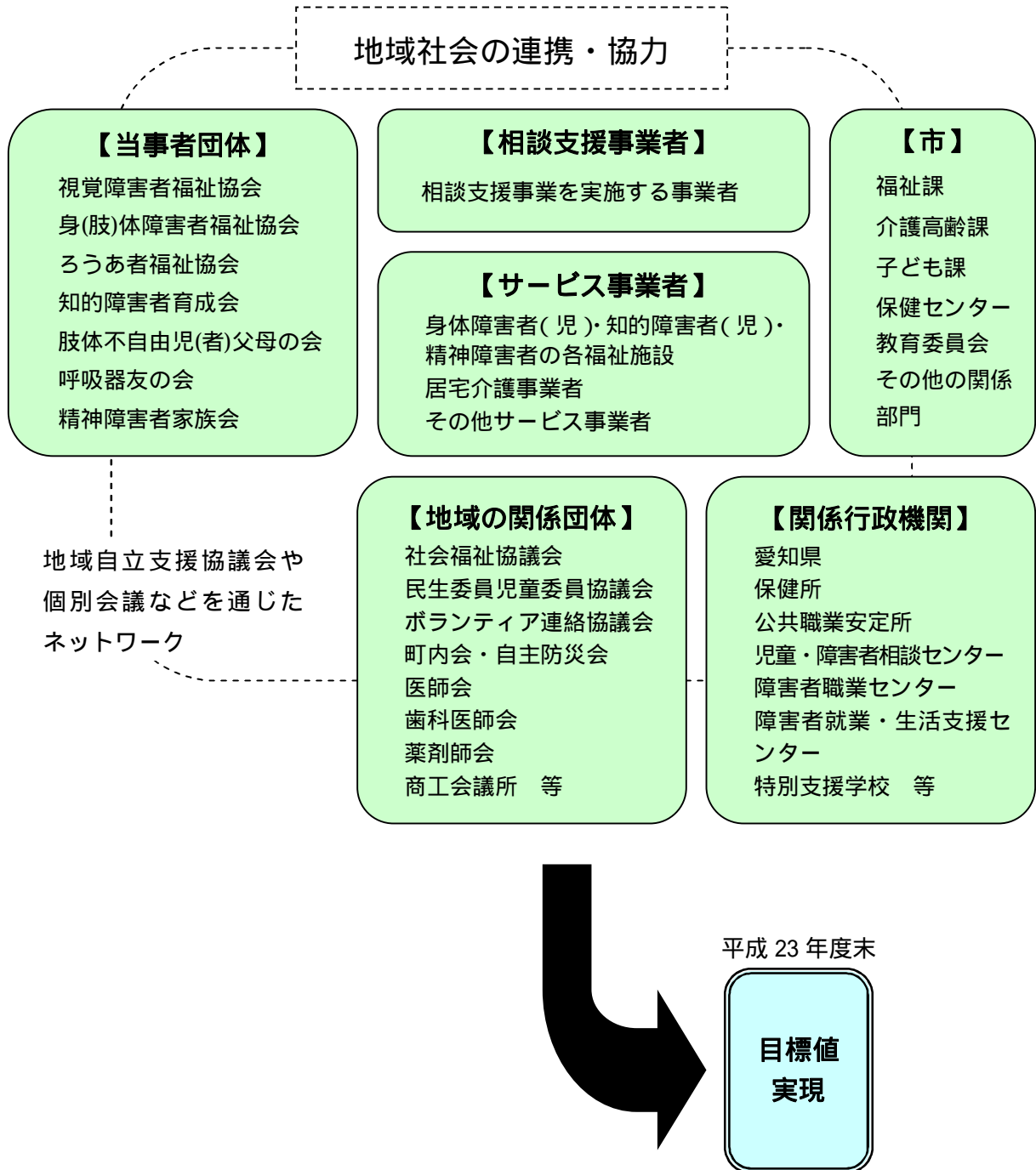
また、設定した目標値の実現に向けて、既に在宅サービスや福祉施設を利用している人に加え、特別支援学校の卒業者、退院可能な精神障害者など、今後新たにサービス利用が見込まれる人を対象に、自立訓練や就労移行支援をはじめとする日中活動系サービスの利用や居住系サービスの確保、訪問系サービスの充実を図ります。

そして、当事者団体や相談支援事業者、サービス事業者、地域の関係団体、市及び関係行政機関などが、地域自立支援協議会や個別会議などを通じたネットワークを構築し、地域社会の連携・協力のもとで、目標値実現をめざします。

図表 13 目標値実現までの流れ



図表 14 目標値実現のためのネットワークの構築



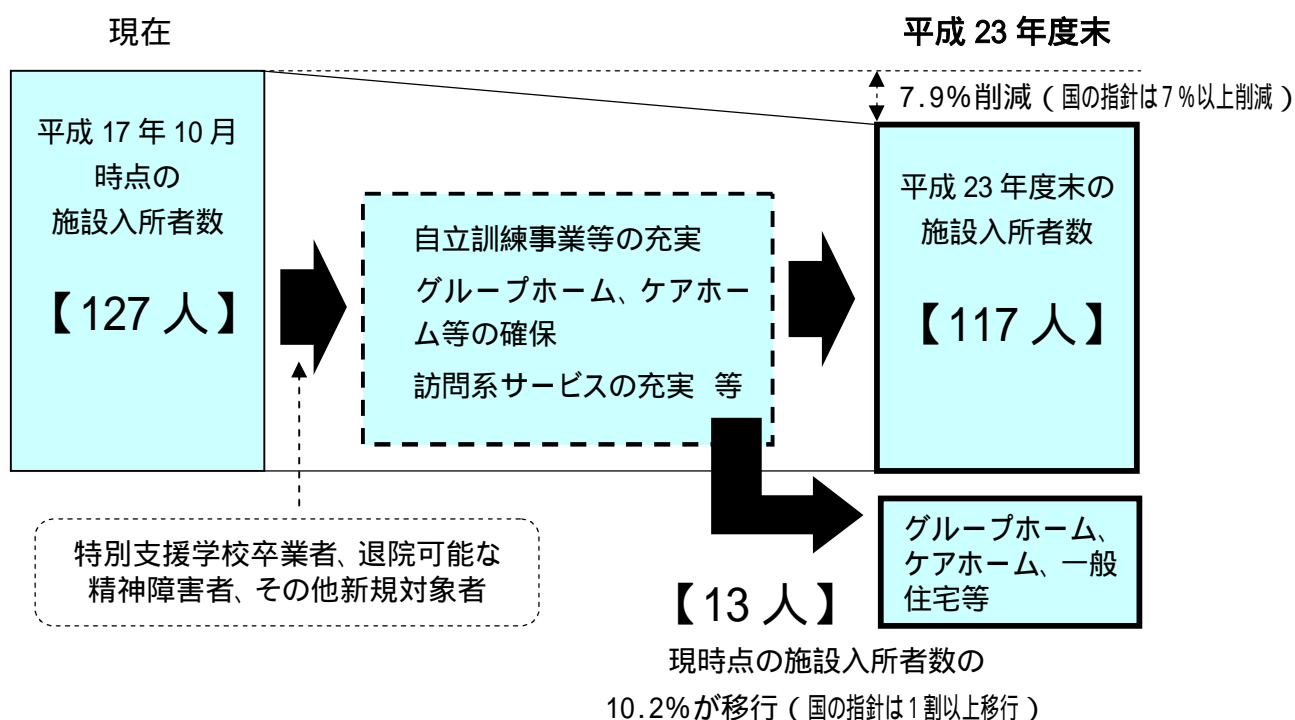
2. 平成23年度の目標値

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

本市は、サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方に即して、施設入所から地域生活への移行を推進する観点から、平成23年度末における地域生活への移行に関する目標値を設定します。なお、目標値については、国の基本指針で、現時点の施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行し、これにあわせて平成23年度末の施設入所者数を現時点の施設入所者数から7%以上削減することが基本とされています。

平成17年10月現在、本市の援護者として福祉施設に入所している人は127人（身体障害者更生施設の入所者を除く）となっており、本市は、現時点の施設入所者数の10.2%が地域に移行し、平成23年度末の施設入所者数を7.9%削減することをめざします。

図表 15 福祉施設の入所者の地域生活への移行



事項	数 値	備 考
現入所者数(A)	127 人	平成 17 年 10 月の値 身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設（入所）、知的障害者授産施設（入所）の入所者数の計
目標年度入所者数(B)	117 人	平成 23 年度時点の見込み
削減見込み目標値	10 人 削減率 (7.9%)	(A) - (B)の値
地域移行目標数	13 人 移行率 (10.2%)	施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行する者の数

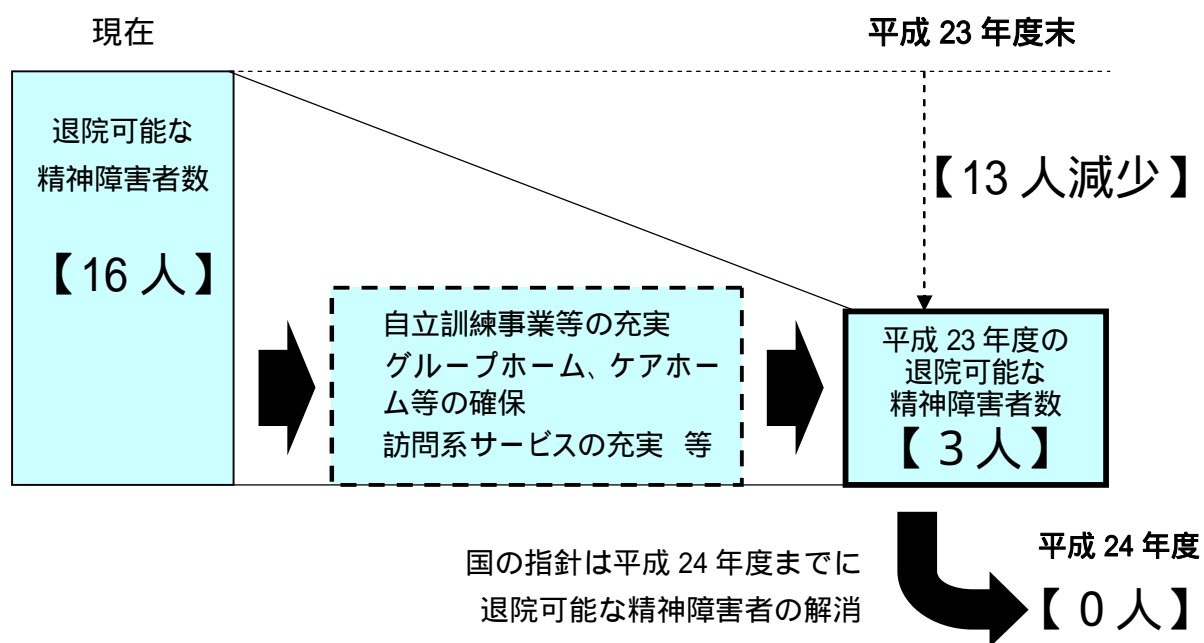
(2) 退院可能な精神障害者の地域生活への移行

本市は、サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方に即して、地域での受け入れ条件が整えば、病院から退院可能な精神障害者の地域生活への移行を推進する観点から、平成23年度末における退院可能な精神障害者の入院数の減少に関する目標値を設定します。

なお、目標値については、国の基本指針で、平成24年度までに退院可能な精神障害者の解消をめざすことが基本とされています。

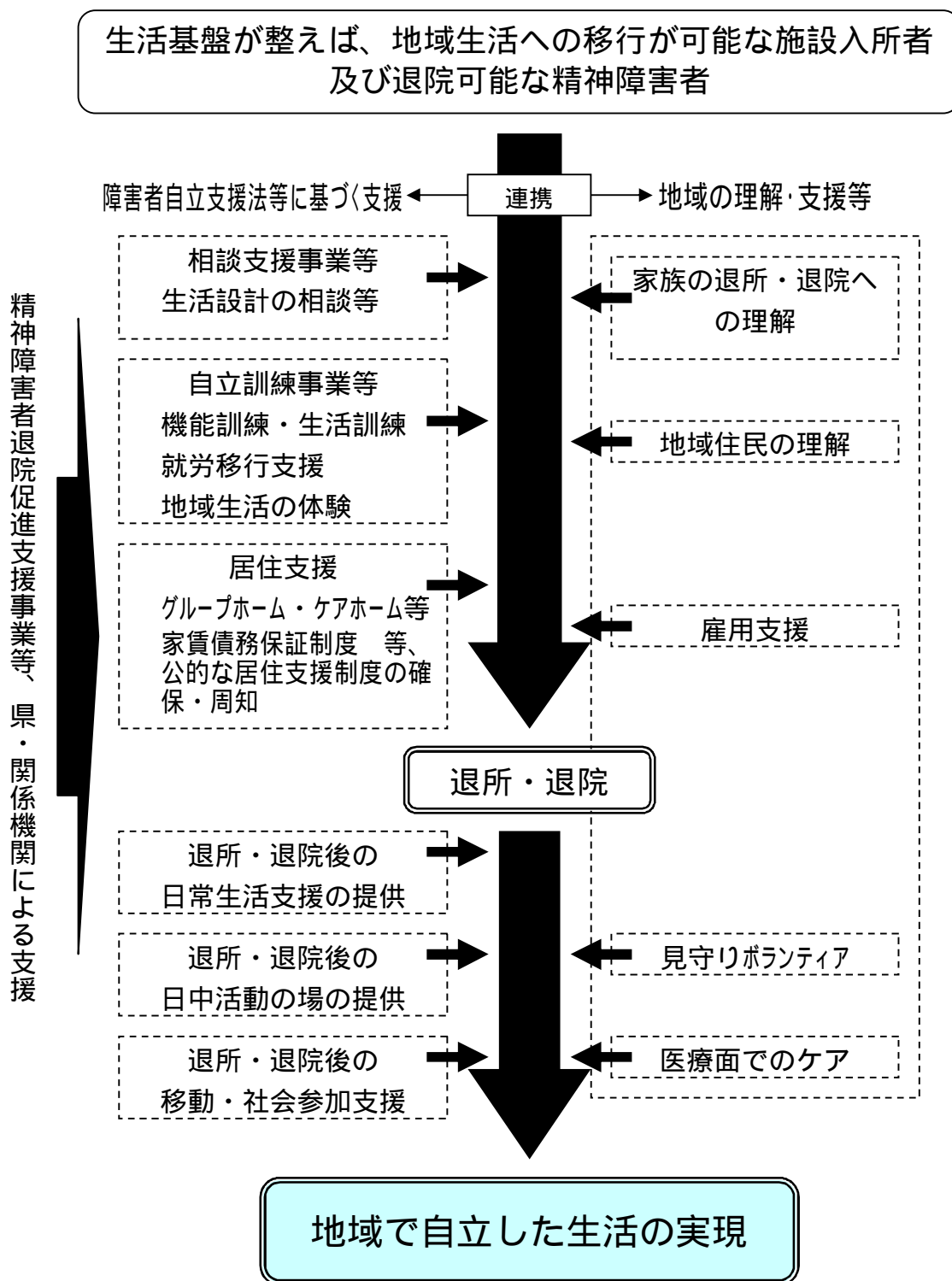
県の調査により把握された本市の退院可能な精神障害者は16人となっており、本市は平成23年度末までの目標減少数を13人と設定し、精神障害者退院促進支援事業等を通じて県と連携を図りつつ、平成24年度までに退院可能な精神障害者を解消することをめざします。

図表 16 退院可能な精神障害者の地域生活への移行



事項	数値	備考
現在数	16人	県調査による平成18年6月30日現在の退院可能な精神障害者数
目標減少数	13人	上記のうち、平成23年度末までに減少をめざす数

図表 17 地域生活への移行支援



家賃債務保証制度
財団法人高齢者住宅財団では、高齢者世帯を対象に滞納家賃の債務保証を行う制度「家賃債務保証制度」について、平成17年9月30日より、その対象に障害者世帯が追加されています。

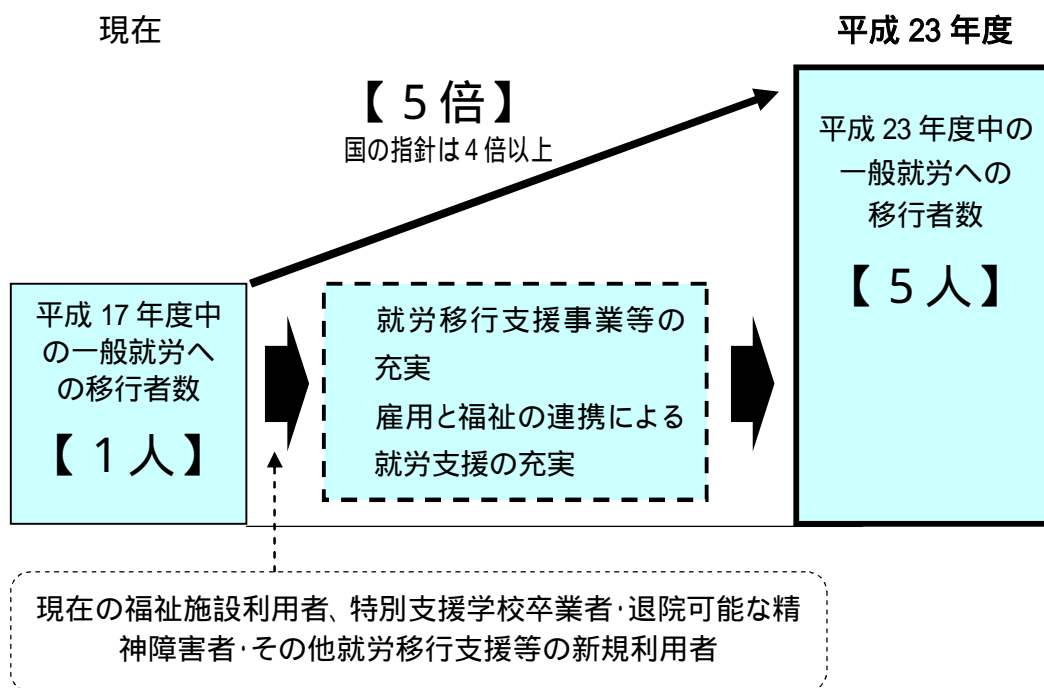
(3) 福祉施設から一般就労への移行

本市は、サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方に即して、福祉施設から一般就労への移行を推進する観点から、平成23年度中における福祉施設から一般就労への移行者に関する目標値を設定します。

なお、目標値については、国の基本指針で、一般就労への移行者を現在の4倍以上とすることをめざすことが基本とされています。

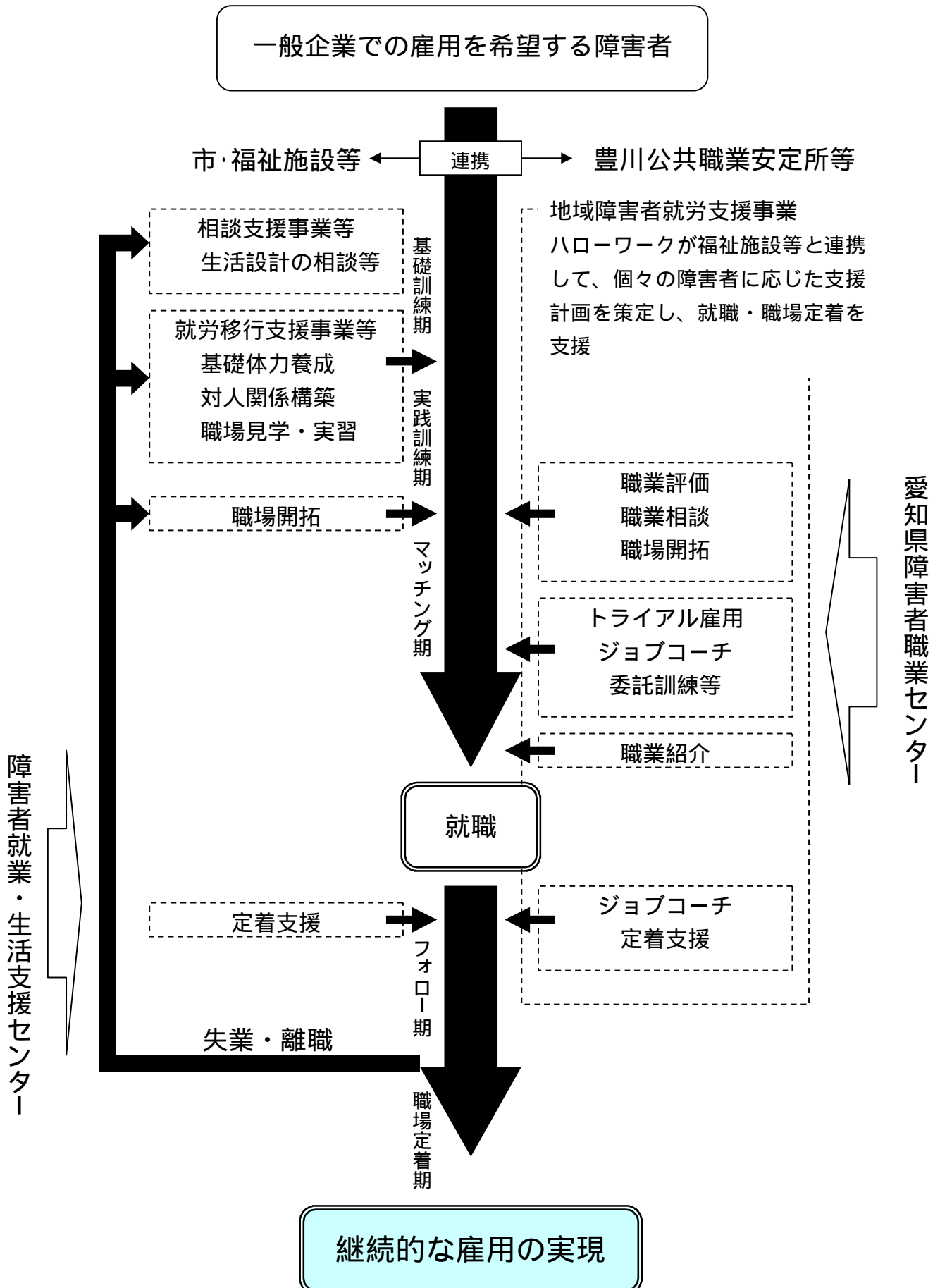
本市においては、平成17年度の実績として、福祉施設から一般就労へ1人が移行しており、平成23年度の一般就労移行者数を現在の5倍にあたる5人と設定し、公共職業安定所や愛知障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、福祉施設の連携のもとで、就労移行支援の充実を図り、目標値の実現をめざします。

図表 18 福祉施設から一般就労への移行



事項	数値	備考
現在の年間一般就労移行者数 (A)	1 人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度における年間一般就労移行者数 (B)	5 人 (5倍)	平成 23 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

図表 19 雇用と福祉の連携による就労支援



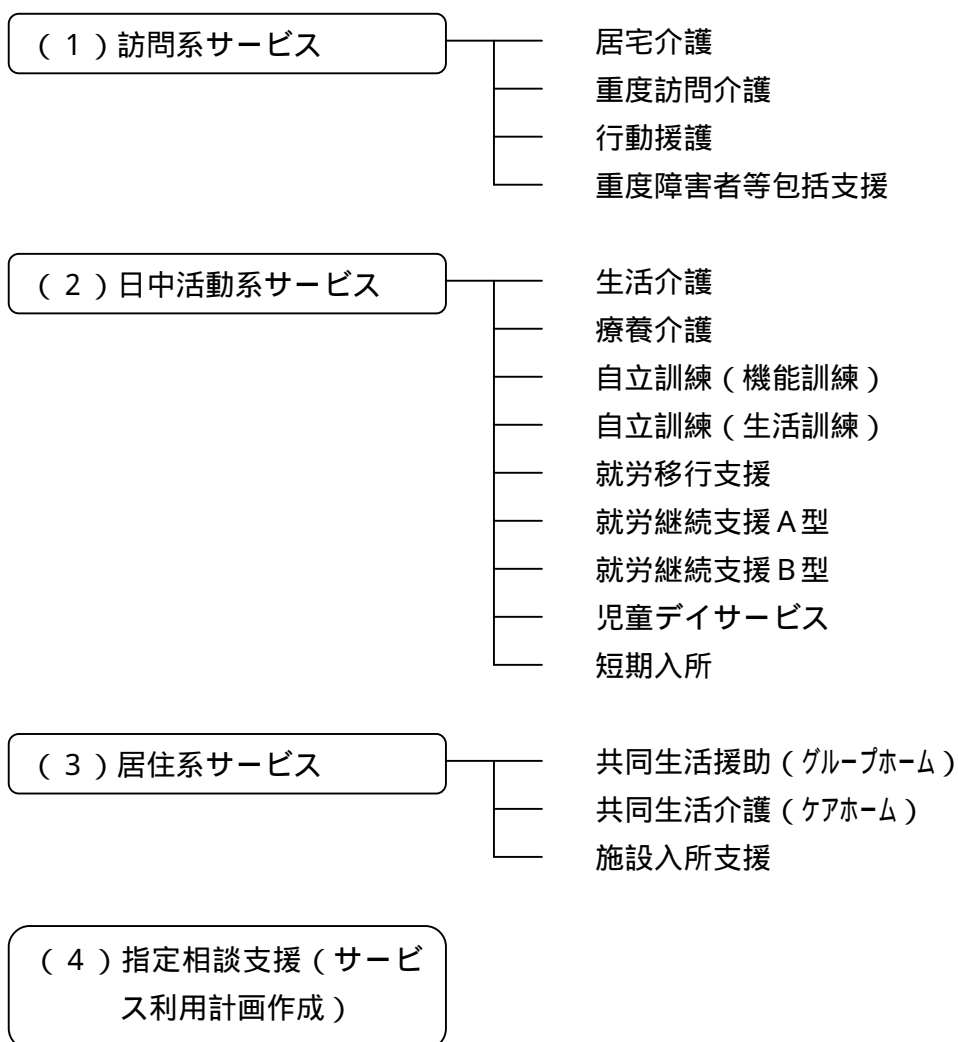
第4章 サービスの見込量及び その確保のための方策

1. 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の見込量の設定

本市は、平成23年度の目標値の実現に向けて、指定障害福祉サービス及び指定相談支援の各サービスについて、サービス利用の伸びや新たなサービス対象者等を勘案しつつ、平成18年度から平成20年度と平成23年度の各年度における見込量を設定し、その確保に努めていきます。

なお、見込量を設定するサービスは、次のとおりです。

図表 20 指定障害福祉サービス等一覧



(1) 訪問系サービス

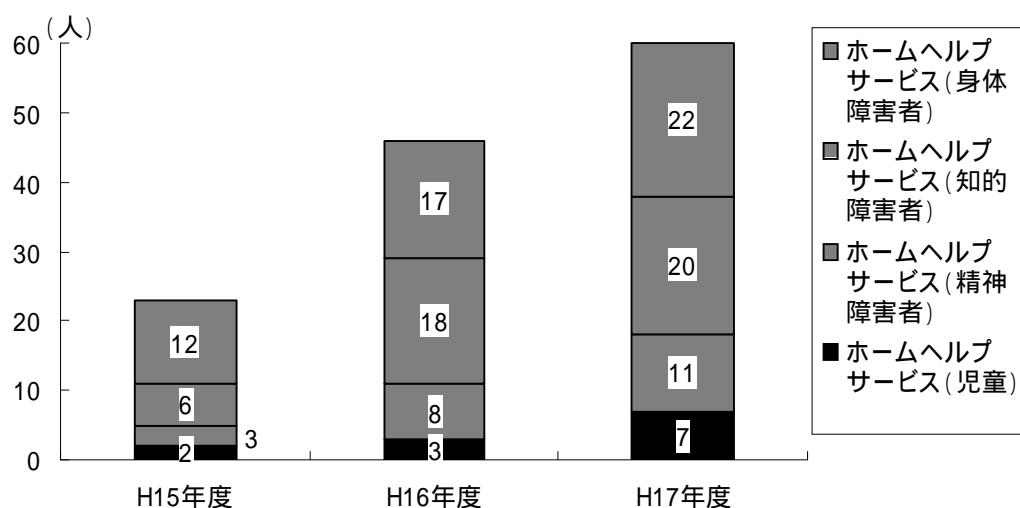
サービスの現状・課題

訪問系サービスについては、平成15年度以降、支援費制度等に基づき3障害及び児童を対象とするホームヘルプサービスを実施してきました。

過去3年間の利用状況は、すべての障害種別等で利用が増加しており、月平均利用者実数は3障害及び児童の合計で単年度当たり65.2%の増加率で、利用者実数、利用時間数ともに大きく伸びています。特に、知的障害者と児童の利用については、利用者実数、利用時間数ともに大幅な伸びを示しています。

今後は、サービス利用の伸びとともに、退院可能な精神障害者をはじめとする新たなサービス対象者の利用を想定しつつ、サービス提供体制の整備を進め、住みなれた自宅等での生活や地域生活への移行を支えていくことが課題です。

図表 21 ホームヘルプサービスの利用状況（単位：月平均利用者実数）



図表 22 ホームヘルプサービスの利用状況（単位：月平均利用者実数等）

区分		H15年度	H16年度	H17年度	単年度当たりの増減率平均
ホームヘルプサービス (身体障害者)	利用者実数	12	17	22	35.5%
	利用時間数	343	558	668	41.2%
ホームヘルプサービス (知的障害者)	利用者実数	6	18	20	105.6%
	利用時間数	41	129	177	125.9%
ホームヘルプサービス (精神障害者)	利用者実数	3	8	11	102.1%
	利用時間数	32	34	67	51.7%
ホームヘルプサービス (児童)	利用者実数	2	3	7	91.7%
	利用時間数	16	67	110	191.5%
ホームヘルプサービス (合計)	利用者実数	23	46	60	65.2%
	利用時間数	432	788	1,022	56.1%

各年度のサービス見込量とその確保のための方策

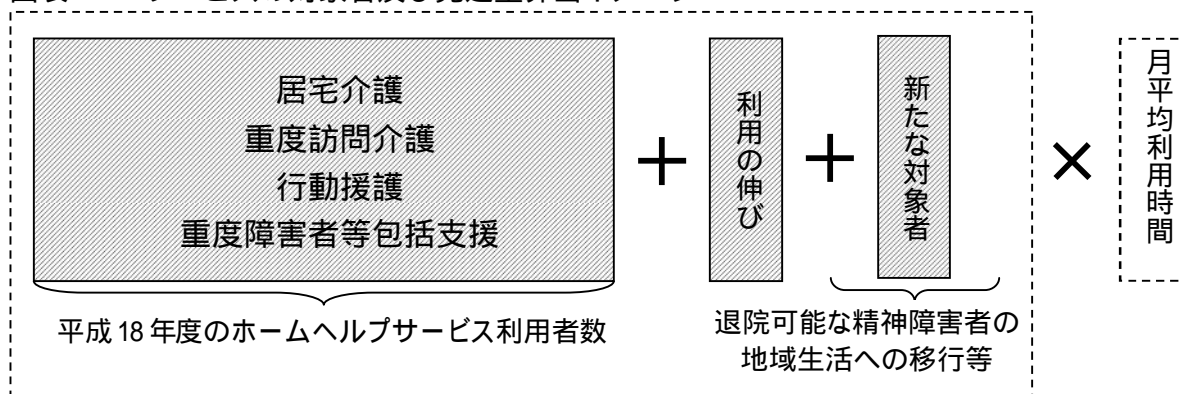
本市は、自宅等で生活している障害者や、今後、地域移行する施設入所者及び退院可能な精神障害者の自立した生活を支えるために、市内のサービス事業所などとの連携のもとで、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

なお、サービス見込量は、サービス利用の伸びや新たなサービス対象者等を勘案しつつ、次の考え方により設定します。

図表 23 サービスの実施内容及び見込量算出の考え方

区分	実施内容	見込量算出の考え方
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護を行います。	平成18年度のホームヘルプサービス利用者数を基礎として、利用の伸びや新たな対象者（退院可能な精神障害者の地域生活への移行等）を加算し算出します。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。	
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。	

図表 24 サービスの対象者及び見込量算出イメージ



最近の平均的な利用時間(平成18年3月～9月の平均/18年6月利用実人数)

身体障害者	26時間	知的障害者	7時間
精神障害者	6時間	児童	17時間

図表 25 サービスの見込量(単位:月当たり総利用時間等)

区分		H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
居宅介護	(人分)	66	72	80	114
重度訪問介護					
行動援護	(時間分)	1,084	1,150	1,228	1,545
重度障害者等包括支援					

(2) 日中活動系サービス

サービスの現状・課題

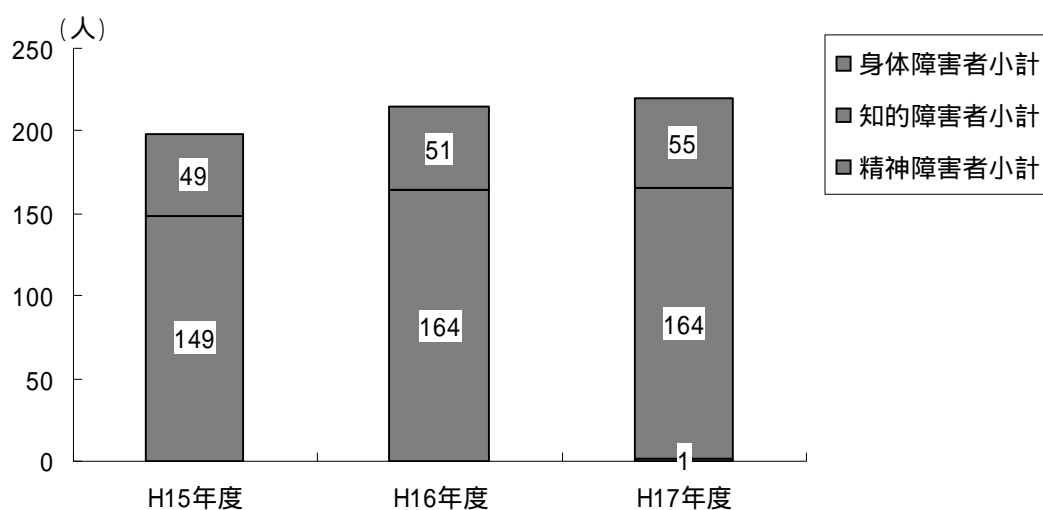
日中活動系サービスについては、平成15年度以降、支援費制度等に基づき、3障害の法定施設やデイサービスセンター、小規模作業所等により、入所や通所サービス、児童を含めたデイサービス、短期入所、その他サービスが実施されてきました。

過去3年間の利用状況は、3障害法定施設（更生施設や授産施設、生活訓練施設等）の合計では微増、デイサービスについては単年度当たり63.6%の増加傾向、短期入所については減少傾向などとなっています。

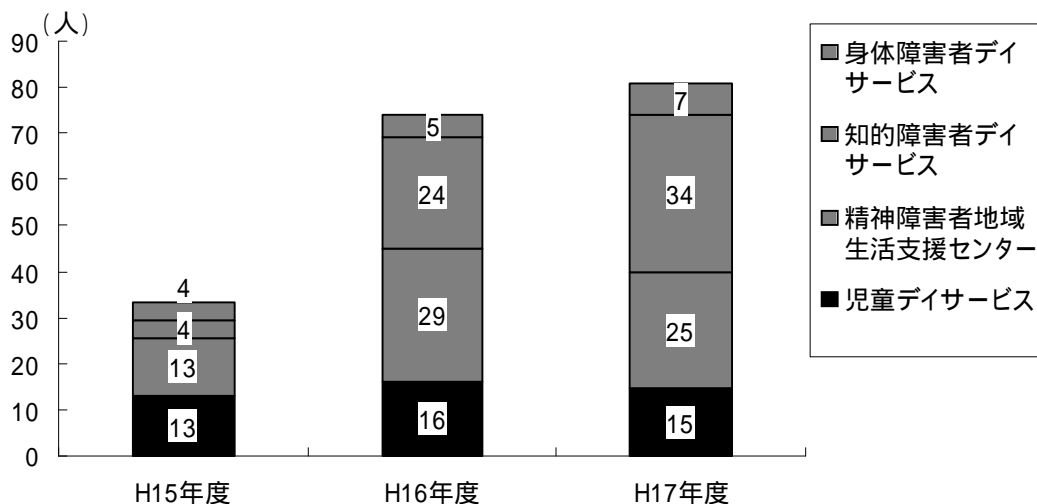
今後は、施設入所者や退院可能な精神障害者の地域生活への移行を支援するために、サービス利用の伸びを踏まえつつ、自立訓練や短期入所等の提供体制を整備する必要があります。

また、平成17年度実績では、福祉施設から一般就労へ移行した人が1人しかいない状況などを踏まえて、一般就労に向けた就労移行支援等の提供体制の整備を進め、住みなれた自宅等での生活や地域生活への移行、一般就労への移行を支えていくことが課題です。

図表 26 3障害法定施設の利用状況（単位：各年度10月期利用者実数）



図表 27 デイサービス等の利用状況（単位：各年度10月期利用者実数）



図表 28 日中活動系サービスの利用状況（単位：各年度10月期利用者実数）

区分	H15年度	H16年度	H17年度	単年度当たりの増減率平均
身体障害者更生施設	2	3	7	91.7%
身体障害者療護施設	33	34	35	3.0%
身体障害者授産施設	12	12	11	-4.2%
身体障害者通所授産施設	1	1	1	0.0%
身体障害者福祉工場	1	1	1	0.0%
身体障害者小規模通所授産施設	0	0	0	-
身体障害者小計	49	51	55	6.0%
知的障害者更生施設(入所)	62	78	78	12.9%
知的障害者更生施設(通所)	0	0	0	-
知的障害者授産施設(入所)	4	3	3	-12.5%
知的障害者授産施設(通所)	83	83	83	0.0%
知的障害者福祉工場	0	0	0	-
知的障害者小規模通所授産施設	0	0	0	-
知的障害者小計	149	164	164	5.0%
精神障害者生活訓練施設	0	0	0	-
精神障害者入所授産施設	0	0	0	-
精神障害者通所授産施設	0	0	1	-
精神障害者福祉工場	0	0	0	-
精神障害者小規模通所授産施設	0	0	0	-
精神障害者小計	0	0	1	-
3障害法定施設合計	198	215	220	5.5%
身体障害者デイサービス	4	5	7	32.5%
知的障害者デイサービス	4	24	34	270.8%
精神障害者地域生活支援センター	13	29	25	54.6%
児童デイサービス	13	16	15	8.4%
デイサービス等合計	34	74	81	63.6%
短期入所(身体障害者)	5	4	3	-22.5%
短期入所(知的障害者)	21	9	10	-23.0%
短期入所(精神障害者)	1	1	2	50.0%
短期入所(児童)	6	4	9	45.8%
短期入所合計	33	18	24	-6.1%
小規模作業所(身体障害者)	0	0	0	-
小規模作業所(知的障害者)	27	27	27	0.0%
小規模作業所(精神障害者)	28	28	28	0.0%
小規模作業所合計	55	55	55	0.0%

各年度のサービス見込量とその確保のための方策

本市は、日中活動を希望する障害者のニーズに対応するとともに、施設入所者及び退院可能な精神障害者の地域移行や、福祉施設から一般就労への移行を見すえて、サービス事業所との連携のもとで、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

生活介護

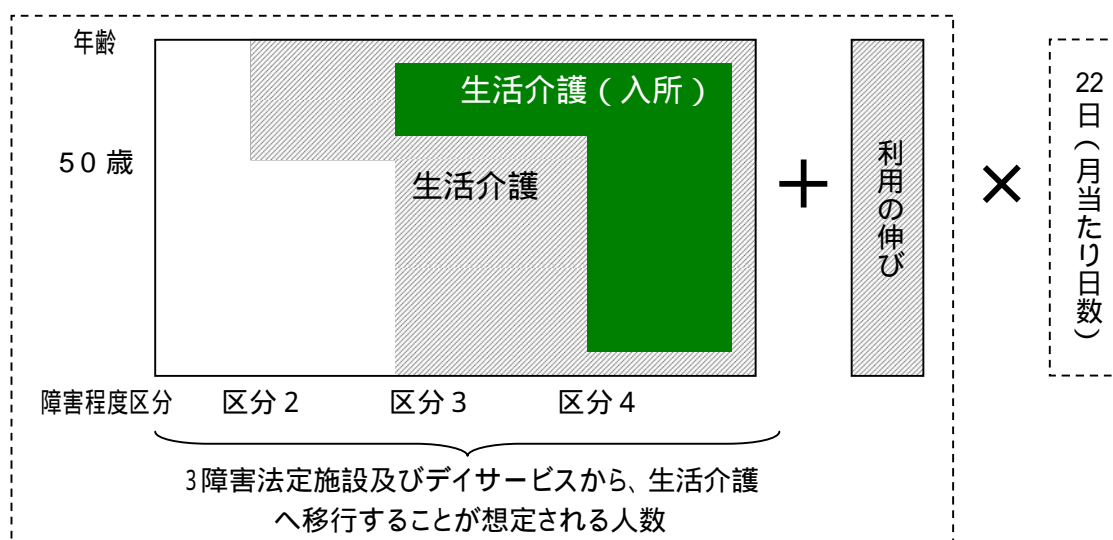
生活介護については、常時介護が必要な人の日中活動を支援するサービスとして、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

なお、各年度におけるサービス見込量は、次のとおり設定します。

図表 29 サービスの実施内容及び見込量算出の考え方

実施内容	見込量算出の考え方
常時介護が必要な方に、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動の機会を提供します。	各事業者の移行計画（県調査）や平成18年度の支給決定状況に基づき、3障害法定施設及びデイサービスから生活介護への移行が想定される人数を基礎として、利用の伸びを加算し算出します。

図表 30 サービスの対象者及び見込量算出イメージ



図表 31 サービスの見込量（単位：月当たり総利用人数等）

区分		H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
生活介護	(人分)	3	10	71	210
	(人日分)	12	166	1,562	4,620

平成20年度以降の利用は、月当たり22日で算出

療養介護

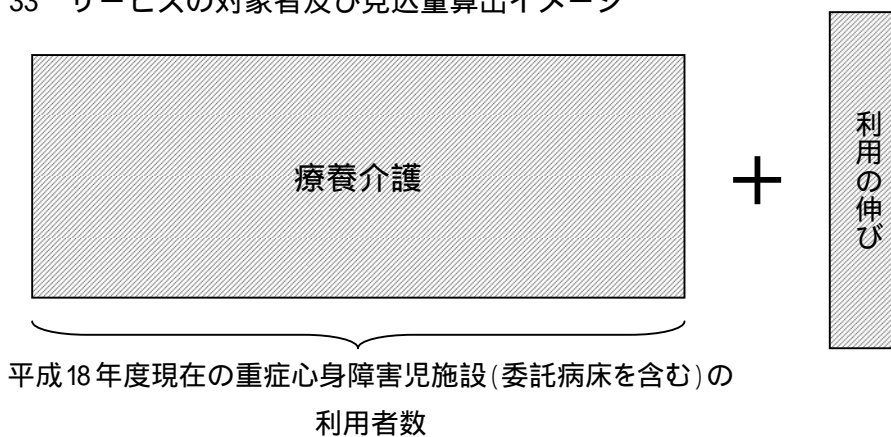
療養介護については、医療と常時介護を必要とする重症心身障害児施設の利用者などの利用が想定されており、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

なお、各年度におけるサービス見込量は、次のとおり設定します。

図表 32 サービスの実施内容及び見込量算出の考え方

実施内容	見込量算出の考え方
医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。	平成18年度の重症心身障害児施設(委託病床を含む)の利用者数を基礎として、利用の伸びを加算し算出します。 なお、当施設の20歳以上の利用者については、児童福祉施設のあり方が検討中であり、施設の移行状況が未定であるため、現段階では第2期計画期間(平成21年度～平成23年度)での新体系移行を見込むかたちとします。

図表 33 サービスの対象者及び見込量算出イメージ



図表 34 サービスの見込量(単位:月当たり総利用人数)

区分	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
療養介護 (人分)	0	0	0	10

自立訓練（機能訓練）

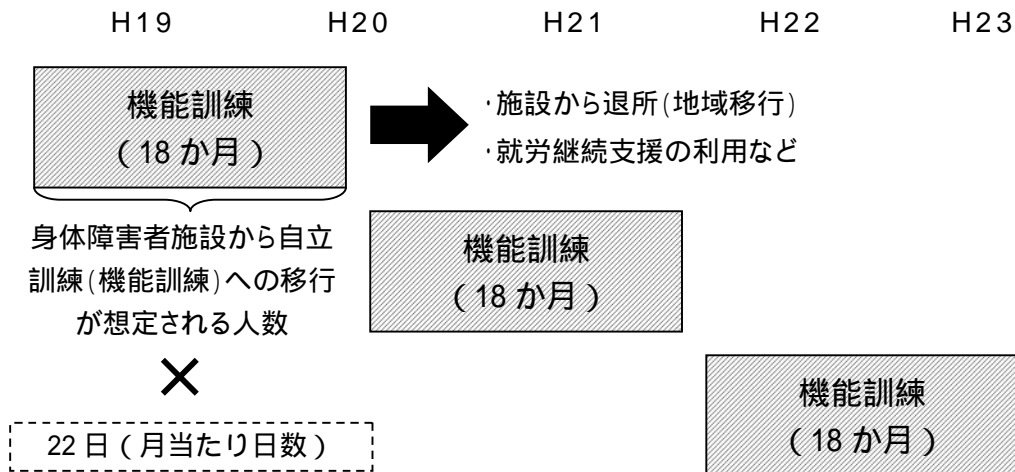
自立訓練（機能訓練）については、身体障害者の地域での自立した生活に向けて、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスであり、施設入所者の地域移行を支援するために、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

なお、各年度におけるサービス見込量は、次のとおり設定します。

図表 35 サービスの実施内容及び見込量算出の考え方

実施内容	見込量算出の考え方
自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 【標準利用期間（18か月）】	各事業者の移行計画（県調査）や平成18年度の支給決定状況に基づき、身体障害者施設から自立訓練（機能訓練）への移行が想定される人数を基礎として算出します。

図表 36 サービスの対象者及び見込量算出イメージ



図表 37 サービスの見込量（単位：月当たり総利用人数等）

区分		H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
自立訓練（機能訓練）	(人分)	0	1	2	5
	(人日分)	0	22	44	110

自立訓練（生活訓練）

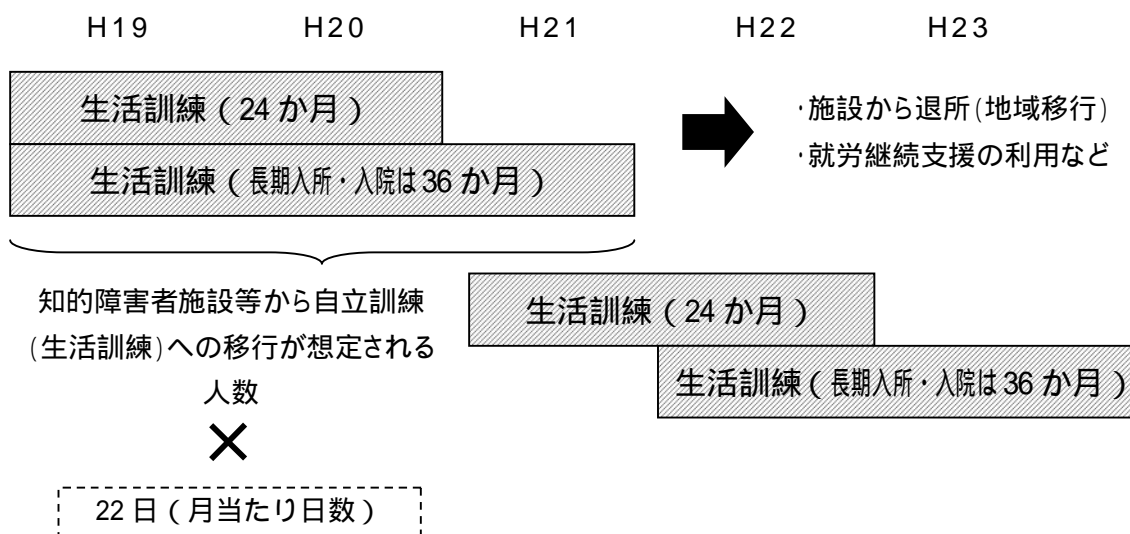
自立訓練（生活訓練）については、知的障害者及び精神障害者の地域での自立した生活に向けて、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスであり、施設入所者や退院可能な精神障害者の地域移行を支援するために、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

なお、各年度におけるサービス見込量は、次のとおり設定します。

図表 38 サービスの実施内容及び見込量算出の考え方

実施内容	見込量算出の考え方
自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 【標準利用期間（24か月）】 【長期入所・入院（36か月）】	各事業者の移行計画（県調査）や平成18年度の支給決定状況に基づき、知的障害者施設等から自立訓練（生活訓練）への移行が想定される人数を基礎として算出します。

図表 39 サービスの対象者及び見込量算出イメージ



図表 40 サービスの見込量（単位：月当たり総利用入日等）

区分		H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
自立訓練（生活訓練）	（人分）	0	0	1	3
	（入日分）	0	0	22	66

就労移行支援

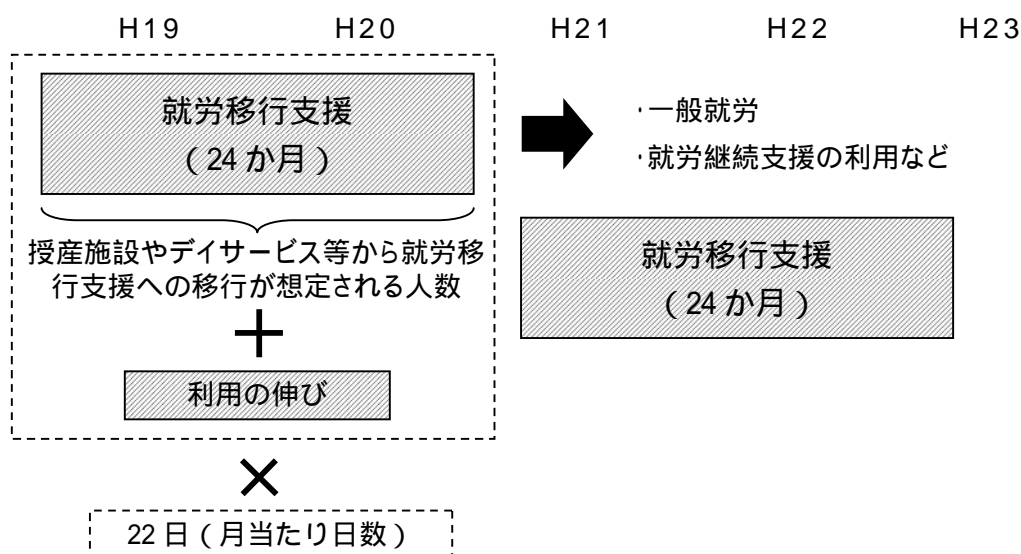
就労移行支援については、一般就労等を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行うサービスであり、適性に合った職場への就労を支援するために、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めるとともに、公共職業安定所や市内企業などとの連携により、実習や適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援に努めます。

なお、各年度におけるサービス見込量は、次のとおり設定します。

図表 41 サービスの実施内容及び見込量算出の考え方

実施内容	見込量算出の考え方
一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。 【標準利用期間（24か月）】	各事業者の移行計画（県調査）や平成18年度の支給決定状況に基づき、授産施設やデイサービス等から就労移行支援への移行が想定される人数を基礎として、利用の伸びを加算し算出します。

図表 42 サービスの対象者及び見込量算出イメージ



図表 43 サービスの見込量（単位：月当たり総利用人数等）

区分		H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
就労移行支援	(人分)	0	6	12	29
	(人日分)	0	132	264	638

就労継続支援A型（雇用型）

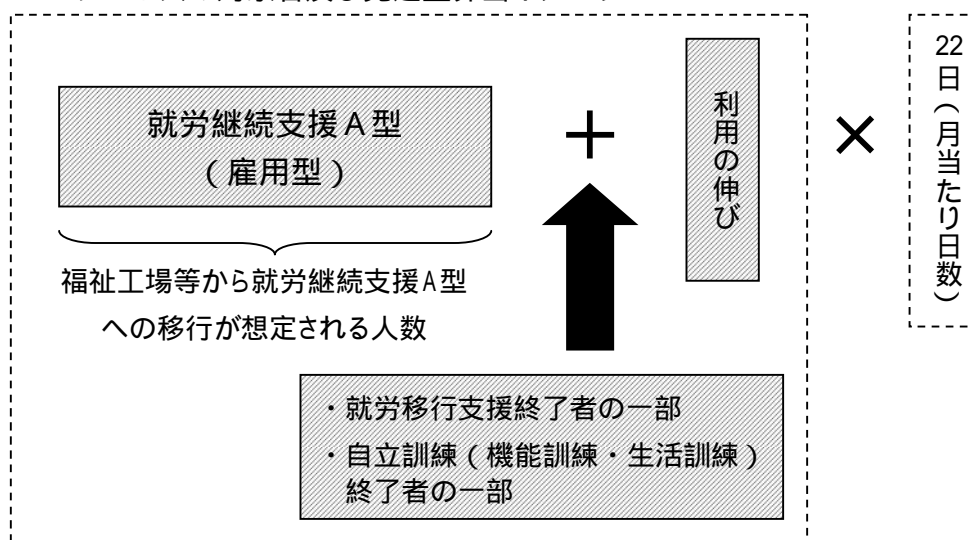
就労継続支援A型（雇用型）については、福祉工場の利用者とともに、就労移行支援の終了後、一般就労に結びつかなかった人などを対象に、雇用契約に基づく就労機会を提供するサービスであり、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めるとともに、利用者により高い収益を還元できるよう、関係機関が連携した生産活動の活性化に努めます。

なお、各年度におけるサービス見込量は、次のとおり設定します。

図表 44 サービスの実施内容及び見込量算出の考え方

実施内容	見込量算出の考え方
事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。 一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。 なお、労働基準法など関係法規を遵守する必要があります。	各事業者の移行計画（県調査）や平成18年度の支給決定状況に基づき、福祉工場等から就労継続支援A型への移行が想定される人数を基礎として、利用の伸びや新たな対象者（退院可能な精神障害者の地域生活への移行）を加算するとともに、就労移行支援及び自立訓練の終了者の一部を加算し算出します。

図表 45 サービスの対象者及び見込量算出イメージ



図表 46 サービスの見込量（単位：月当たり総利用人数等）

区分		H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
就労継続支援（A型）	（人分）	4	5	5	17
	（人日分）	88	110	110	374

就労継続支援 B 型（非雇用型）

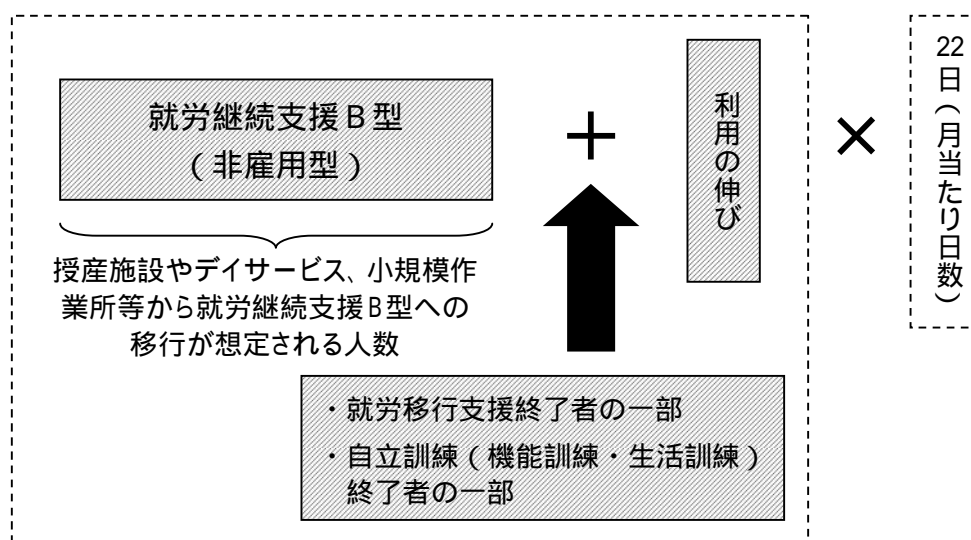
就労継続支援 B 型（非雇用型）については、授産施設等の利用者のうち、就労移行支援や就労継続支援 A 型（雇用型）の利用者以外の人や、就労移行支援の終了後、一般就労に結びつかなかった人などを対象に、就労の機会や生産活動の機会を提供するサービスであり、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めるとともに、利用者により高い収益を還元できるよう、関係機関が連携した生産活動の活性化に努めます。

なお、各年度におけるサービス見込量は、次のとおり設定します。

図表 47 サービスの実施内容及び見込量算出の考え方

実施内容	見込量算出の考え方
<p>就労の機会や生産活動の機会を提供します。（雇用契約は締結しない）</p> <p>一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。</p>	<p>各事業者の移行計画（県調査）や平成18年度の支給決定状況に基づき、授産施設やデイサービス、小規模作業所等から就労継続支援 B 型への移行が想定される人数を基礎として、利用の伸びや新たな対象者（退院可能な精神障害者の地域生活への移行）を加算するとともに、就労移行支援及び自立訓練の終了者の一部を加算し算出します。</p>

図表 48 サービスの対象者及び見込量算出イメージ



図表 49 サービスの見込量（単位：月当たり総利用人数等）

区分		H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
就労継続支援（B型）	（人分）	1	43	58	158
	（人日分）	22	946	1,276	3,476

児童デイサービス

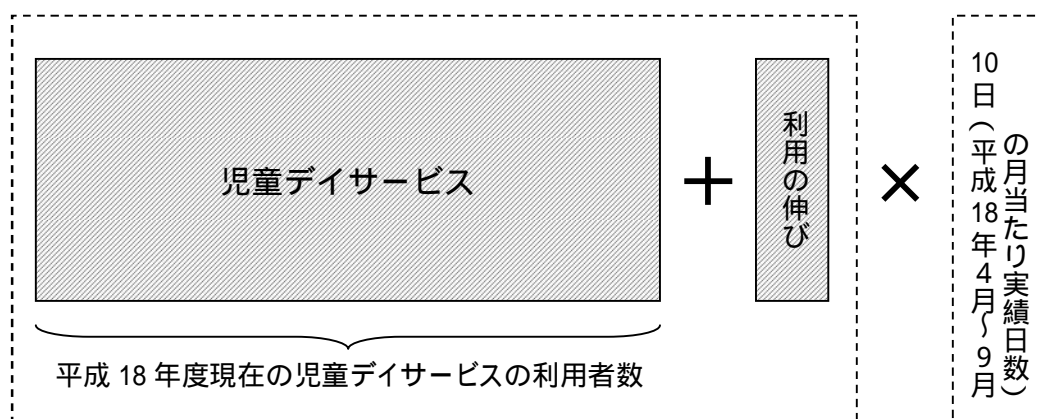
児童デイサービスについては、療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うサービスであり、ニーズを踏まえつつ、豊川市児童デイサービスセンター「ひまわり園」におけるサービスの充実に努めるとともに、サービス提供体制の確保に努めます。

なお、各年度におけるサービス見込量は、次のとおり設定します。

図表 50 サービスの実施内容及び見込量算出の考え方

実施内容	見込量算出の考え方
障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	平成18年度の児童デイサービスの利用者数を基礎として、利用の伸びを加算し算出します。

図表 51 サービスの対象者及び見込量算出イメージ



図表 52 サービスの見込量（単位：月当たり総利用人数等）

区分		H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
児童デイサービス	(人分)	50	51	52	55
	(人日分)	500	510	520	550

短期入所

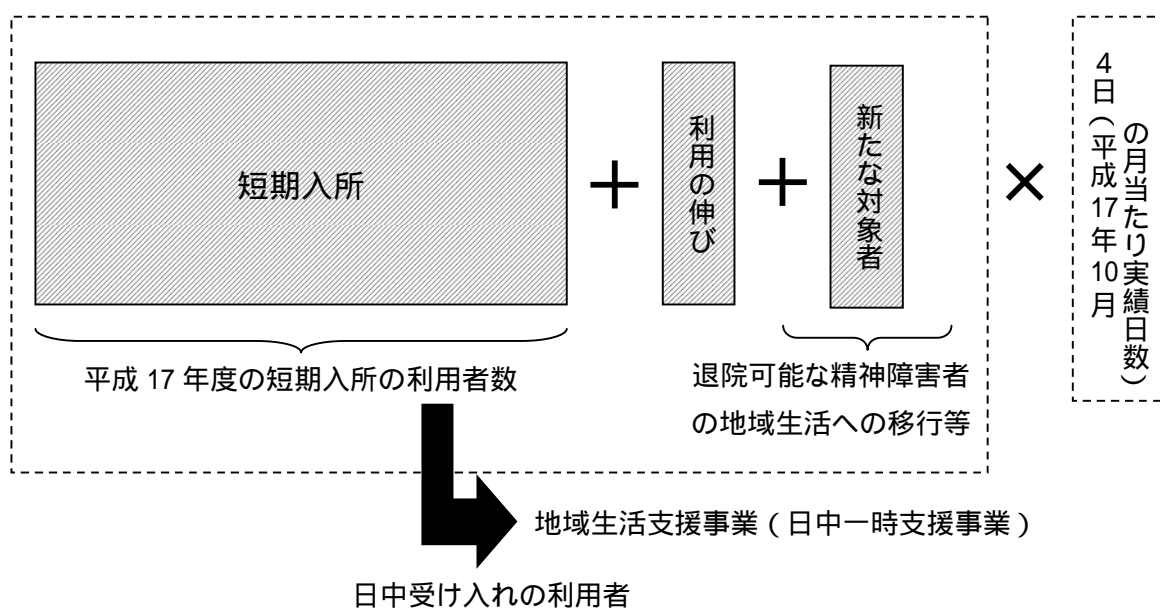
短期入所については、自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスであり、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

なお、各年度におけるサービス見込量は、次のとおり設定します。

図表 53 サービスの実施内容及び見込量算出の考え方

実施内容	見込量算出の考え方
自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	平成17年度の短期入所の利用者数(日中受け入れの利用者数を除く)を基礎として、利用の伸びや新たな対象者(退院可能な精神障害者の地域生活への移行等)を加算し算出します。

図表 54 サービスの対象者及び見込量算出イメージ



図表 55 サービスの見込量(単位:月当たり総利用入日等)

区分		H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
短期入所	(人分)	24	24	25	25
	(人日分)	96	96	100	100

(3) 居住系サービス

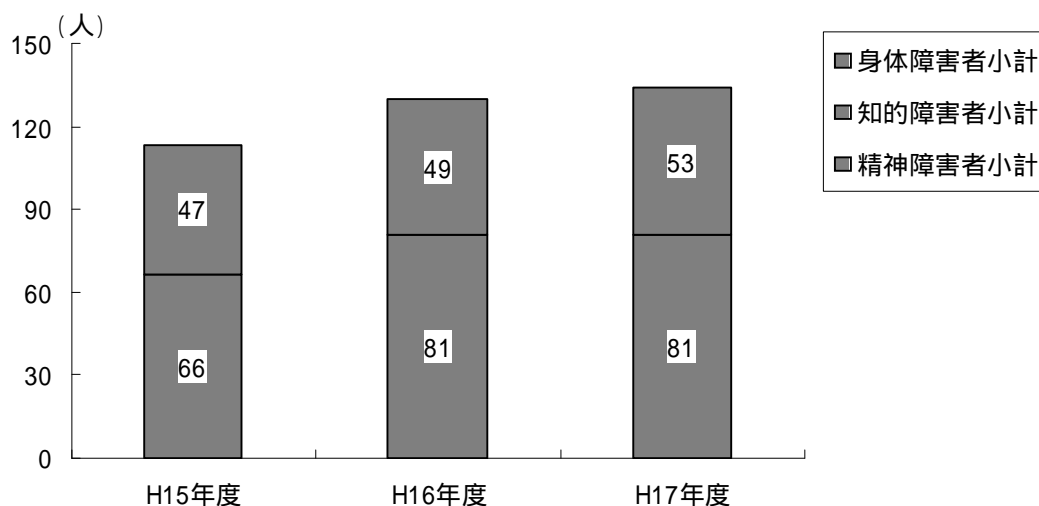
サービスの現状・課題

居住系サービスについては、平成15年度以降、支援費制度等に基づき、3障害の法定施設（入所）や知的障害者通勤寮、グループホーム等により、居住の場を提供するサービスが実施されてきました。

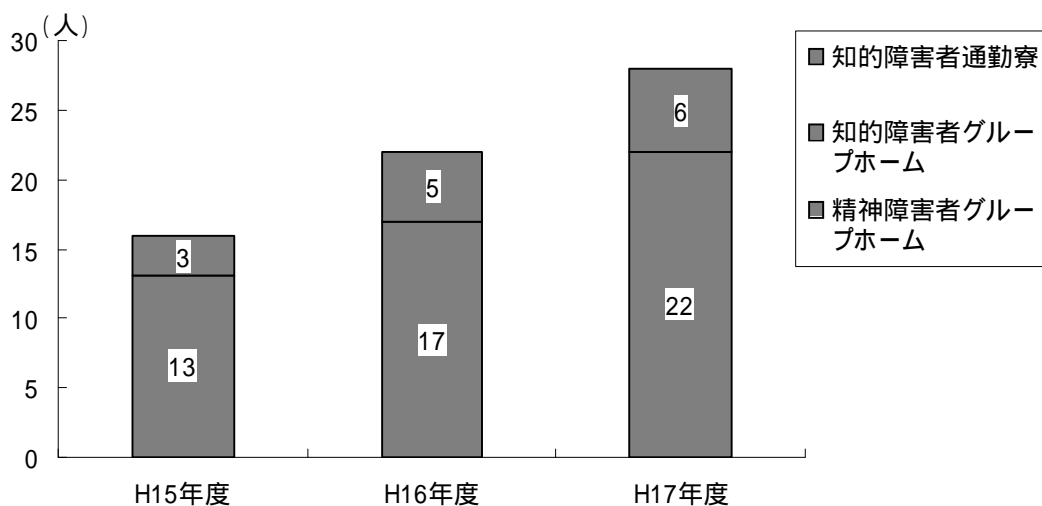
過去3年間の利用状況は、3障害法定施設（入所の更生施設や授産施設、生活訓練施設等）、グループホーム等居住系サービスともに増加傾向を示しており、グループホームについては単年度当たり32.4%の増加率となっています。

今後は、施設入所者や退院可能な精神障害者の地域生活への移行を見すえて、知的障害者や精神障害者を対象とするグループホーム及びケアホーム等の提供体制を整備することが課題であるとともに、身体障害者の地域移行を勘案し、福祉ホームの確保についても検討していく必要があります。

図表 56 3障害法定施設（入所）の利用状況（単位：各年度10月期利用者実数）



図表 57 GH等居住系サービスの利用状況（単位：各年度10月期利用者実数）



図表 58 居住系サービスの利用状況（単位：各年度10月期利用者実数）

区分	H15年度	H16年度	H17年度	単年度当たりの増減率平均
身体障害者更生施設	2	3	7	91.7%
身体障害者療護施設	33	34	35	3.0%
身体障害者授産施設	12	12	11	-4.2%
身体障害者小計	47	49	53	6.2%
知的障害者更生施設(入所)	62	78	78	12.9%
知的障害者授産施設(入所)	4	3	3	-12.5%
知的障害者小計	66	81	81	11.4%
精神障害者生活訓練施設	0	0	0	-
精神障害者入所授産施設	0	0	0	-
精神障害者小計	0	0	0	-
3障害法定施設(入所)サービス合計	113	130	134	9.1%
知的障害者通勤寮	3	5	6	43.3%
知的障害者グループホーム	13	17	22	30.1%
精神障害者グループホーム	0	0	0	-
GH等居住系サービス合計	16	22	28	32.4%
身体障害者福祉ホーム	1	1	1	0.0%
知的障害者福祉ホーム	0	0	0	-
精神障害者福祉ホーム	0	0	0	-
3障害福祉ホーム合計	1	1	1	0.0%

各年度のサービス見込量とその確保のための方策

本市は、自宅等で暮らすことが困難な障害者のニーズに対応するとともに、施設入所者及び退院可能な精神障害者の地域移行を見すえて、サービス事業所との連携のもとで、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

共同生活援助（グループホーム）については、介護を必要としない知的障害者及び精神障害者を対象に、夜間や休日等に、共同住居で日常生活上の支援を行い、共同生活介護（ケアホーム）については、介護を必要とする知的障害者及び精神障害者を対象に、夜間や休日等に、共同住居で食事や入浴、排泄等の介護、日常生活上の支援を行うサービスです。

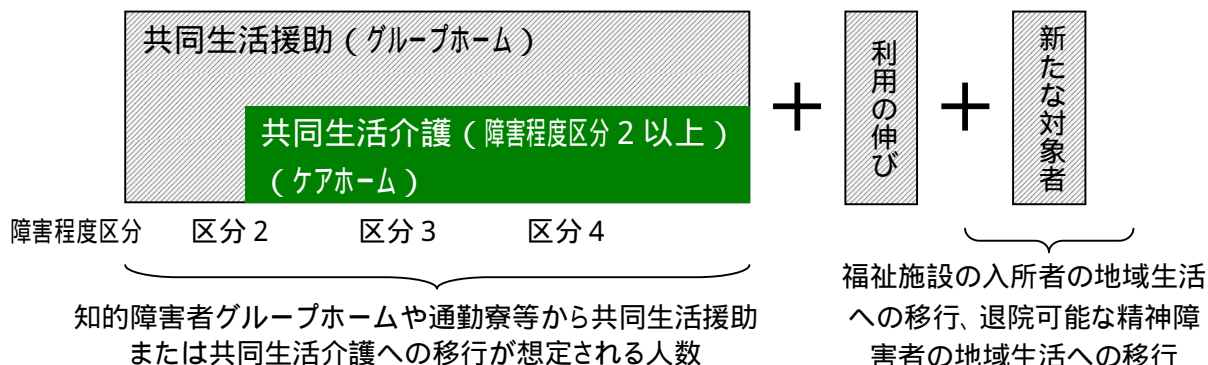
施設入所者や退院可能な精神障害者の地域移行を支援するために、地域における居住支援の場として、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

なお、各年度におけるサービス見込量は、次のとおり設定します。

図表 59 サービスの実施内容及び見込量算出の考え方

区分	実施内容	見込量算出の考え方
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日等に、共同生活を行う住居において相談等の日常生活上の支援を行います。	各事業者の移行計画（県調査）に基づき、知的障害者グループホームや通勤寮等から共同生活援助または共同生活介護への移行が想定される人数を基礎として、利用の伸びや新たな対象者（福祉施設の入所者の地域生活への移行、退院可能な精神障害者の地域生活への移行）を加算し算出します。
共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日等に、共同生活を行う住居において食事や入浴、排泄等の介護、日常生活上の支援を行います。	

図表 60 サービスの対象者及び見込量算出イメージ



図表 61 サービスの見込量（単位：月当たり総利用人数）

区分		H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
共同生活援助（グループホーム）	(人分)	32	33	34	48
共同生活介護（ケアホーム）					

施設入所支援

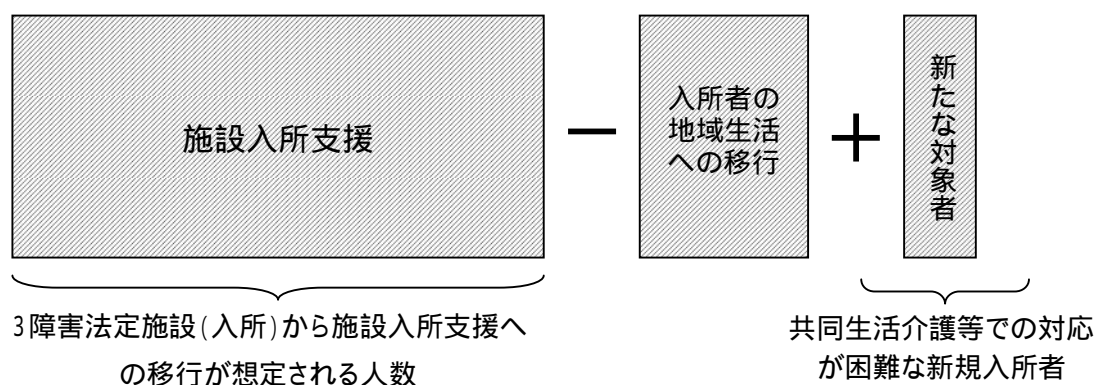
施設入所支援については、施設に入所している人に、夜間や休日、食事や入浴等の介護等を行うサービスであり、自宅やケアホーム等での生活が困難な人の居住の場として、サービス提供体制の確保に努めます。

なお、各年度におけるサービス見込量は、次のとおり設定します。

図表 62 サービスの実施内容及び見込量算出の考え方

実施内容	見込量算出の考え方
施設に入所している人に、夜間や休日、食事や入浴等の介護等を行います。	各事業者の移行計画（県調査）に基づき、3障害法定施設（入所）から施設入所支援への移行が想定される人数を基礎として、入所者の地域生活への移行による削減分を見込むとともに、新たな対象者（共同生活介護等での対応が困難な新規入所者）を加算し算出します。

図表 63 サービスの対象者及び見込量算出イメージ



図表 64 サービスの見込量（単位：月当たり総利用人数）

区分		H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
施設入所支援	(人分)	0	13	37	121

(4) 指定相談支援（サービス利用計画作成）

サービスの現状・課題

指定相談支援（サービス利用計画作成）については、いわゆるケアマネジメントを行うサービスであり、従来はケアマネジメントが事業として明確化されていない状況でした。

今後は、市や指定相談支援事業者等による総合的な相談支援体制の中で、当該サービスを必要とする人（自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難なひとり暮らしの人など）を適切に把握し、サービスを提供していくことが課題です。

各年度のサービス見込量とその確保のための方策

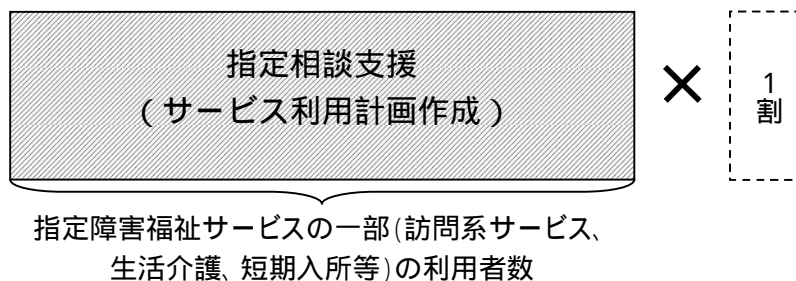
指定相談支援については、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難なひとり暮らしの人など、サービス利用計画作成支援を必要とする人について、相談支援事業者やその他関係機関の連携のもとで、対象者の適切な把握に努めます。

なお、各年度におけるサービス見込量は、次のとおり設定します。

図表 65 サービスの実施内容及び見込量算出の考え方

実施内容	見込量算出の考え方
施設入所支援を除く一定以上の種類のサービスを組み合わせて利用することが必要な人や、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難なひとり暮らしの人などを対象に、サービス利用計画（プログラム）の作成を行います。	指定障害福祉サービスの一部（訪問系サービス、生活介護、短期入所等）の利用者数を基礎として、支援を必要とする人の割合について、対象者の1割と想定し算出します。

図表 66 サービスの対象者及び見込量算出イメージ



図表 67 指定相談支援の見込量（単位：月当たり総利用人数）

区分	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
指定相談支援 (人分)	2	11	17	35

【サービス見込量のまとめ】

図表 68 サービスの見込量まとめ（単位：月当たり総利用入日等）

区分		H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
訪問系サービス	居宅介護 重度訪問介護	(人分) 66	72	80	114
	行動援護 重度障害者等包括支援	(時間分) 1,084	1,150	1,228	1,545
日中活動系サービス	生活介護	(人分) 3	10	71	210
		(人日分) 12	166	1,562	4,620
	療養介護	(人分) 0	0	0	10
	自立訓練（機能訓練）	(人分) 0	1	2	5
		(人日分) 0	22	44	110
	自立訓練（生活訓練）	(人分) 0	0	1	3
		(人日分) 0	0	22	66
	就労移行支援	(人分) 0	6	12	29
		(人日分) 0	132	264	638
	就労継続支援 A 型	(人分) 4	5	5	17
		(人日分) 88	110	110	374
	就労継続支援 B 型	(人分) 1	43	58	158
		(人日分) 22	946	1,276	3,476
	児童デイサービス	(人分) 50	51	52	55
		(人日分) 500	510	520	550
	短期入所	(人分) 24	24	25	25
(人日分) 96		96	100	100	
旧法施設支援	(人分) 232	223	172	0	
	(人日分) 5,108	4,901	3,783	0	
居住系サービス	共同生活援助（グループホーム） 共同生活介護（ケアホーム）	(人分) 32	33	34	48
	施設入所支援	(人分) 0	13	37	121
	旧法施設支援	(人分) 134	123	97	0
指定相談支援	(人分) 2	11	17	35	

は、新サービス体系移行前の旧体系に基づくサービスの見込量

2. 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害者自立支援法第77条に基づき、障害者及び障害児が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

本市は、これまで実施してきた事業の実績やニーズ等を踏まえて、障害者、障害児の保護者等からの相談対応、生活に必要な情報の提供、コミュニケーション支援、日常生活用具の給付、障害者等の移動支援等に関する次の内容の地域生活支援事業を実施します。

なお、平成18年度は実施できない事業についても、平成19年度以降、ニーズの拡大や提供体制の整備状況に応じて、事業実施を検討します。

(1) 平成18年10月開始の事業の内容

図表 69 平成18年10月開始の事業の内容

実施事業		実施方針	
事業名	概要	実施方法	利用者負担
相談支援事業	障害者相談支援事業 障害者等からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援、虐待の防止など権利擁護のための援助を行う事業です。	障害種別に応じた相談支援に関する実績やノウハウを持つ事業者へ委託し、実施します。 また、相談支援事業の中立・公平性の確保、関係機関によるネットワーク構築などを目的とする「地域自立支援協議会」を設置します。	なし
	成年後見制度利用支援事業 成年後見制度の申立てに要する経費や後見人等の報酬を助成する事業です。	平成18年9月以前からの事業を継続実施します。	なし
コミュニケーション支援事業	手話奉仕員、要約筆記者の派遣事業など、意思疎通を図ることに支障がある障害者等と他の者の意思疎通を仲介する事業です。	手話奉仕員派遣事業について、平成18年9月以前の既存事業の内容の見直し（派遣対象範囲を県内に拡大、時間制限を撤廃）を行います。また、新たに要約筆記者の派遣事業を実施します。	なし

実施事業		実施方針	
事業名	概要	実施方法	利用者負担
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障害者に特殊寝台や特殊マット、入浴補助用具などを給付又は貸与する事業です。	平成18年9月以前の日常生活用具給付等事業にストマ用装具など国の見直し品目を対象に加えて実施します。	定率 1割負担
移動支援事業	移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行う事業です。	個別支援型（利用者1人に対し、ヘルパー1人が対応）として、平成18年9月以前からの事業を継続実施します。	定率 1割負担
地域活動支援センター事業	地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業です。	精神障害者地域生活支援センターや障害者デイサービスが地域活動支援センターに移行し、事業を実施します。	定率 1割負担
訪問入浴サービス事業	身体障害者を対象に、自宅での入浴サービスを行う事業です。	平成18年9月以前からの事業を継続実施します。	定率 1割負担
更生訓練費給付事業	施設に入通所する身体障害者を対象に、更生訓練費を支給する事業です。	平成18年9月以前からの事業を継続実施します。	
日中一時支援事業	家族の就労支援や家族の一時的な休息、その他冠婚葬祭や病気等の緊急時の一時的な預かり支援を目的に、障害者等の日中における活動の場を提供する事業です。	平成18年9月以前からの事業（短期入所の日中受け入れ等）を継続実施します。	定率 1割負担
点字・声の広報等発行事業	点字や声の広報などにより定期的な情報提供を行う事業です。	平成18年9月以前からの事業を継続実施します。	なし
手話奉仕員養成事業	手話奉仕員を養成する事業です。	平成18年9月以前からの事業を継続実施します。	なし

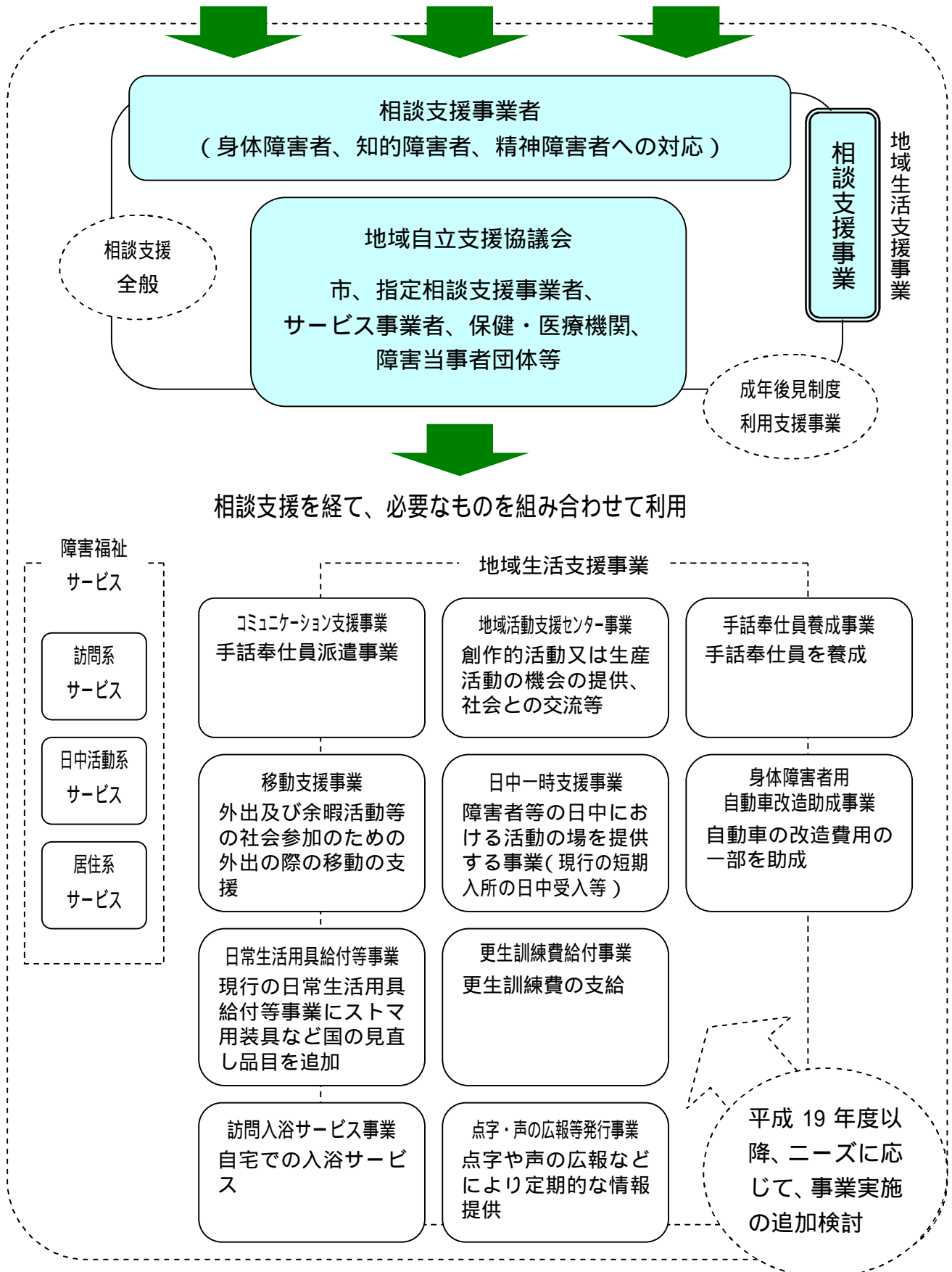
実施事業		実施方針	
事業名	概要	実施方法	利用者負担
身体障害者用自動車改造助成事業	身体障害者を対象に自動車の改造費用の一部を助成する事業で、上限額は10万円です。	平成18年9月以前からの事業を継続実施します。	
経過的デイサービス事業	平成18年10月1日に地域活動支援センター等の事業に移行することが困難な障害者デイサービス事業者が、移行するまでの期間（平成19年3月まで）、利用者に対して継続的にデイサービスを提供する事業です。	既存のデイサービス事業者において、おおむね現行事業の内容で実施します。	定率 1割負担

(2) 平成19年度以降の実施事業の検討

本市は、平成19年度以降の地域生活支援事業について、賃貸住宅に入居する際に、保証人などがない場合の手続きや相談の支援を行う事業（住宅入居等支援事業）や、介護給付支給決定者以外の者を対象に、日常生活に関する支援・家事に対する支援を行う事業（生活サポート事業）をはじめ、事業に対するニーズの拡大に応じて、新たな事業の実施を検討していきます。

図表 70 相談支援事業を中心とする地域生活支援事業等の提供体制

障害福祉サービスを利用したい。
 その他、地域で自立した生活を営むための支援を受けたい。



(3) 各年度のサービス見込量とその確保のための方策

本市における各年度のサービス見込量は、次のとおりとします。

なお、相談支援事業などを通じて、事業対象者の適切な把握と事業の周知に努めます。

また、障害者やその家族のサービス利用を促進するとともに、利用者の特性に応じた支援が可能な事業者の確保に努めます。

図表 71 地域生活支援事業の見込量（単位：実施箇所数等）

区分		H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
相談支援事業					
障害者相談支援事業	(実施箇所数)	3	3	3	3
地域自立支援協議会	(実施箇所数)	0	1	1	1
コミュニケーション支援事業	(月間利用者数)	14	15	16	19
日常生活用具給付等事業	(月間給付件数)	105	122	126	138
移動支援事業	(月間利用者数)	100	102	107	120
	(月間利用時間数)	1,140	1,165	1,220	1,370
地域活動支援センター事業	(月間利用者数)	80	112	117	120
	(月間利用日数)	550	1,120	1,170	1,200
訪問入浴サービス事業	(月間利用者数)	7	8	9	12
	(月間利用回数)	28	32	36	48
更生訓練費給付事業	(月間給付件数)	4	4	4	4
日中一時支援事業	(月間利用者数)	40	41	42	45
	(月間利用日数)	100	103	105	113
経過的デイサービス事業	(月間利用者数)	26			
	(月間利用日数)	350			

第5章 計画の達成状況の点検 及び評価

1．点検及び評価の基本的な考え方

本計画の推進にあたっては、計画に盛り込んだ施策の実施状況や進捗状況を点検し、施策の見直しや次期計画の策定に向けた評価を実施します。

国の基本指針に即して、毎年度、計画期間の各年度におけるサービス見込量のほか、平成23年度末の目標値として設定した項目について、施設入所者の地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等、見込量や目標値の達成状況を点検及び評価し、この結果に基づいて、計画の見直しを実施します。

2．点検及び評価体制

計画の達成状況の点検及び評価にあたっては、保健・医療・福祉の関係機関・団体の代表者等で構成する組織を設置した上で、当該組織が継続して計画を点検及び評価する役割を担います。

また、3年ごとに市ホームページ等を通じて、広く市民に周知を図ります。

【資料】

1 . 計画策定の経過

日時		各種調査・会議等	概要
平成 18 年	6月23日	障害者自立支援法施行に伴う事業所アンケート調査	【調査の概要】 <ul style="list-style-type: none"> ・市内のサービス提供事業者を対象に、郵送によるアンケート調査を実施
	8月10日	豊川市障害福祉計画策定に伴う障害者団体等ヒアリング調査(インタビュー調査)の実施	【調査の概要】 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者団体や障害関連福祉施設の代表者などを対象に、グループインタビュー形式による調査を実施 ・詳細は50Pを参照
	9月28日	第1回 豊川市障害福祉計画策定委員会の開催	【会議の主な議事】 <ul style="list-style-type: none"> ・第1期豊川市障害福祉計画の概要 ・インタビュー調査結果の概要 ・障害福祉サービス見込量の算出について ・地域生活支援事業について
	12月1日	愛知県ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉計画サービス見込量等聞き取り調査
	12月19日	第2回 豊川市障害福祉計画策定委員会の開催	【会議の主な議事】 <ul style="list-style-type: none"> ・第1期豊川市障害福祉計画素案について
平成 19 年	3月16日	第3回 豊川市障害福祉計画策定委員会の開催	【会議の主な議事】 <ul style="list-style-type: none"> ・第1期豊川市障害福祉計画案について

2 . 豊川市障害福祉計画策定委員会

(1) 設置要綱

豊川市障害福祉計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 豊川市障害福祉計画(以下「福祉計画」という。)の策定にあたり、福祉計画の基本方針その他必要な事項について幅広い視野から協議するため、豊川市障害福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 策定委員会は、別表に掲げる団体の代表者等で組織し、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱をした日から平成19年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 策定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 策定委員会は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 策定委員会の事務局は、健康福祉部福祉課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

別表(第2条関係)

省略

(2) 委員名簿

豊川市障害福祉計画策定委員会委員名簿

	氏名	団体名	役職	備考
1	向井昭二	豊川市視覚障害者福祉協会	会長	
2	武田勇次郎	豊川市身(肢)体障害者福祉協会	会長	副委員長
3	足立節子	豊川市ろうあ者福祉協会	相談員	
4	牧野春美	豊川市知的障害者育成会	会長	
5	夏目仲世	豊川市肢体不自由児(者)父母の会	会長	
6	大久保英一	豊川市呼吸器友の会	会長	
7	三浦敬三	豊川宝飯精神障害者家族会	会長	
8	齋藤良孝	豊川市民生委員児童委員協議会	会長	委員長
9	清水サチ子	豊川市ボランティア連絡協議会	副会長	
10	真弓敬司	豊川市社会福祉協議会	地域福祉課長	
11	山内康敏	豊川市社会福祉施設協会	監事	
12	足立善宏	愛知県立豊川養護学校	進路指導主事	
13	寺部泰司	豊川市連区長会	会長	
14	大橋茂樹	豊川宝飯医師会	理事	
15	仲井節子	愛知県豊川保健所	地域保健課長	
16	伊藤紋次	愛知県東三河児童・障害者相談センター	次長	
17	石川正司	豊川公共職業安定所	所長	
18	河合一	豊川市社会福祉事務所	所長	

3 . 計画対象者等の声（インタビュー調査結果の概要）

本調査は、障害福祉サービス等のニーズを把握するために、障害者団体や障害関連福祉施設の代表者などを対象に、グループインタビュー形式による調査を実施し、計画検討のための基礎資料としました。

なお、調査の概要は、以下のとおりです。

図表 72 インタビュー調査の概要

項目	概要	
	日時等	対象団体等
1 調査日時・対象	障害者団体等 ・平成18年8月10日（木） 10:00～11:30 ・社会福祉会館（ウイズ豊川） 第3研修室	・豊川市視覚障害者福祉協会 ・豊川市身(肢)体障害者福祉協会 ・豊川市ろうあ者福祉協会 ・豊川市知的障害者育成会 ・豊川市肢体不自由児(者)父母の会 ・豊川市呼吸器友の会 ・豊川宝飯精神障害者家族会
	障害関連福祉施設 ・平成18年8月10日（木） 13:30～15:00 ・東部地域福祉センター ボランティア研修室	・愛知県身体障害者総合施設 希全センター（更生施設） ・愛知県身体障害者総合施設 希全センター（療護施設） ・愛知県身体障害者総合施設 希全センター（授産施設） ・(福)アパティア福祉会（シンシア豊川等） ・(福)若竹荘（あけぼの作業所等） ・(福)ホテルの郷
	障害関連NPO法人等 ・平成18年8月10日（木） 15:30～17:00 ・東部地域福祉センター ボランティア研修室	・NPO法人パルク（エコハウス等） ・NPO法人豊川市知的障害者育成会ゆう（ゆうサポートセンターてくてく等） ・NPO法人どんぐりの会（障害者デイサービス「すたあず」） ・NPO法人デイサービスえがお ・NPO法人ピュアスマイル（デイサービス未来） ・むつみ作業所 ・ステップ・1 ・小規模作業所「Jump」
2 調査方法	事前に調査用紙を配布し、調査当日はグループインタビュー形式（座談会形式）により実施	
3 調査内容	「障害福祉計画」に盛り込まれる施策について、日頃感じていることやご要望 「障害者自立支援法」に基づく本市の今後の取り組みに対するご提案やご要望、この法律について不安に感じていること、あるいは行政への要望	

【意見・提案などの要旨】

- 1 施設入所者の地域生活への移行支援
地域での居住の場の確保が求められており、事業者における基盤整備に対する支援（資金・場所）について意見が挙がっています。また、グループホームやケアホーム等の基盤整備の必要性とともに、「自宅」での生活を支援するという視点が必要との意見が寄せられています。
- 2 精神障害者の退院後の居住・生活支援
退院可能な精神障害者が地域で生活していく上で、地域の理解が不可欠であるとの意見とともに、援護寮にかわる居住の場の確保の必要性が提言されています。
- 3 福祉施設から一般就労（企業などでの就労）への移行支援
就労支援の充実全般に関する意見のほか、企業への働きかけに関する具体的な提案（企業・施設・ハローワーク・学校の連絡会議の実施）や、市（行政）の施設等における雇用の場の創出を求める声があります。また、ジョブコーチをはじめ、就労支援にかかわる専門的人材の養成・確保の必要性に関する意見が寄せられています。
- 4 ホームヘルプサービスや短期入所（ショートステイ）など、介護に関する支援
施設入所者に対するホームヘルプサービスを求める意見が寄せられています。
- 5 機能訓練や生活訓練、就労に向けた訓練など、日常生活や社会生活のための訓練に関する支援
地域生活に向けた準備として、宿泊を伴い地域生活を練習する場の創出について提案されたほか、生活訓練に関する具体的な提案や就労訓練の場、就労困難な方の受け皿についての意見が寄せられています。
- 6 グループホームなど、自宅以外の地域における居住支援
身近な地域でのグループホーム・ケアホームの必要性や、居住支援に関して、公営住宅の利用や一般住宅の家賃補助などの提案が寄せられています。
- 7 相談支援（サービスの利用援助、権利擁護、その他必要な情報提供）
相談支援にかかわる専門的人材の確保やケアマネジメントの体制など、相談支援体制の充実全般に関する意見が挙がっているほか、成年後見制度などの権利擁護の充実、また、乳幼児期や学童期における療育相談の充実、さらには、精神障害者への相談支援の充実に関する具体的な提案が寄せられています。
- 8 コミュニケーション支援（手話通訳や要約筆記など）
手話通訳者の配置による相談支援（福祉サービス利用推進等）などの充実を求める声のほか、地域生活支援事業のコミュニケーション支援事業に対する具体的な提案、また、インターネット（パソコン）講習の機会についての要望が挙がっています。

9 移動・外出支援

移動支援における利用条件の緩和や施設への送迎に関する要望が挙がっています。

10 日中における創作的活動の機会や地域との交流機会の提供、家族の就労支援や一時的な休息のための日中における活動の場の提供

従来利用していた日中活動の場について、今後も継続利用できるよう望む声や、生活介護事業や地域生活支援事業の日中一時支援事業について、事業者が基盤整備を図るための支援を望む声など、日中活動の場の充実全般に関する要望が寄せられているほか、医療的ケアを確保した日中活動の場や、地域交流・障害理解のための行事、余暇活動の場の充実が求められています。

11 社会参加（スポーツ活動や芸術・文化活動の機会）の促進

活動等の発表の場や観戦・鑑賞機会の確保など、スポーツ・芸術活動の充実全般に関する意見が挙がっています。

12 その他

障害のある方への支援にかかわる人材（支援者）の養成・確保についての意見のほか、小規模なNPO法人、市民活動団体への支援の充実を求める声が挙がっています。

また、今後設置することになる地域自立支援協議会に対する期待や、事業所における第三者評価事業の受診促進等に関する意見が寄せられています。

「障害者自立支援法」の施行にあたっての不安・要望

障害者自立支援法に基づく新しい制度全般に対する期待（ひとりひとりの障害にあわせたいろいろな支援等）や不安（保護者としての将来的な不安、事業者としての事業運営に関する不安等）とともに、なかでも利用者負担の増加についての意見が比較的多く寄せられています。

また、障害程度区分についての不安のほか、事業者が事業運営を継続したり、新規の基盤整備を行うにあたっての要望が挙がっており、地域活動支援センターやグループホーム等の基盤整備に向けた事業者としての現状認識や要望などが寄せられています。

用語説明

か行

ケアマネジメント

障害者一人ひとりの心身の状態、サービスの利用意向、家族の状況等を踏まえ、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと地域に存在するサービスや社会資源を適切に結びつけて調整を図り、計画的に利用されるようにする仕組みのことです。

健康づくり計画

健康増進法第8条に基づく「市町村健康増進計画」、国の「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」の地方計画として策定する計画で、市民の健康の増進に関する施策を定めたものです。

県の障害福祉計画

障害者自立支援法第89条に基づき、県が策定する計画で、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めたものです。

さ行

支援費制度

平成15年4月に導入された制度で、行政が障害者のサービスを決定してきた措置制度を改め、障害者が事業者・施設（サービス提供者）と対等な関係に立って、サービスを選択し、契約を結んでサービスを利用するものです。

次世代育成支援対策地域行動計画

次世代育成支援対策推進法第8条に基づき策定する計画で、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備など、次世代育成支援対策の実施に関する施策を定めたものです。

市町村障害者計画

障害者基本法第9条に基づき策定する計画で、障害者のための施策に関する課題、目標、具体的な方策などを定めたものです。

障害者基本法

障害者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障害者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律です。

障害者就業・生活支援センター

就業面・生活面からの一体的な支援（就業・生活両面にわたる相談・助言、職業準備訓練・職場実習のあっせん、関係機関との連絡調整）を行うことにより、障害者の雇用の促進及び職業の安定を図る機関です。

障害者職業センター

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき都道府県に設置されている機関で、ハローワークとの連携のもと、障害のある人の就労に向けた相談・支援を行うとともに、事業主に対して障害者雇用にかかわる相談・助言・講習等を行います。

障害者自立支援法

従来、障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めた法律で、平成18年10月に完全施行されています。

ジョブコーチ

障害者と一緒に職場に入り、障害者が一人で作業できるよう作業遂行上の支援をしたり、安定した職業生活が送れるよう支援を行う人（職場適応援助者）のことです。

自立支援医療

障害者の心身の障害の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療のことで、障害者自立支援法に基づき、従来の公費負担医療制度（育成医療、更生医療、精神障害者通院公費負担）が自立支援医療に一本化されています。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法第15条に基づき交付される手帳であり、身体障害の程度によって1級から6級までに区分されます。

精神障害者退院促進支援事業

県が各障害保健福祉圏域（市町村の範囲を越えた障害者施策の広域的な実施や、障害者施設の地域バランスを考慮した配置を進めるため、県が設定した区域）を単位として、精神科病院や市町村、福祉サービス事業者等の関係機関と連携を図り、圏域内の入院患者の退院促進を図る事業です。

精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づき交付される手帳であり、精神障害の程度によって1級から3級までに区分されます。

精神保健医療福祉の改革ビジョン

平成16年9月に国がとりまとめたもので、「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的な方策を推し進めていくため、国民各層の意識の変革や、立ち後れた精神保健医療福祉体系の再編と基盤強化を今後10年間で進めるといいます。

成年後見制度

知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人が、さまざまな手続や契約を行うときに、法律面や生活面の支援を行い、本人の権利や財産を守るための制度です。

制度には、すでに判断能力が低下している人のための法定後見制度と、将来判断能力が低下したときのために準備しておく任意後見制度があります。

総合計画

地方自治法第2条に基づき策定する計画で、長期的な展望の下で、市における総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための指針となるものです。

た行

地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関して、中核的役割を果たす協議の場として設置するもので、相談支援事業者、サービス事業者、その他関係機関・団体で構成され、相談支援事業の中立・公平性の確保等を図るものです。

地域福祉計画

社会福祉法第107条に基づき策定する計画で、地域福祉の推進に関する「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」、「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」、「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」を一体的に定めるものです。

特別支援学校

「学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年4月1日施行）」により、特別支援学校制度が創設され、従来の盲学校、聾学校及び養護学校について、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける特別支援学校に位置づけられています。

トライアル雇用

企業が障害者を試行的に雇用（トライアル雇用）することにより、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業です。

ら行

療育手帳

愛知県療育手帳実施要綱に基づき交付される手帳であり、知的障害の程度によってA、B、Cに区分されます。

老人保健福祉計画・介護保険事業計画

老人保健福祉計画は、老人保健法第46条及び老人福祉法第20条に基づき策定する計画で、高齢者施策に関する基本的な目標を設定し、その実現に向かって取り組むべき施策全般を明らかにするものです。また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき策定する計画で、3年を一期として介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に向けて、介護給付等対象サービスの見込量やその確保のための方策等を定めるものです。